

〔論文〕

多文化家族に対する支援

——愛知・大阪・神奈川の事例から——*

佐竹 眞明・李 翔・李 善姫・金 愛慶
近藤 敦・賽 漢卓・津田 友理香

名古屋学院大学／あーすふらざ神奈川／東北大学／名古屋学院大学
名城大学／長崎大学／四谷ゆいクリニック

要 旨

本稿は日本における多文化家族＝国際結婚家庭に対する支援に関する共同調査に基づく。2014年の東京・神奈川、2015年の東北・宮城、東海・愛知における共同調査については2本の論文により、成果を公表した。多文化家族への支援政策が整備されている韓国でも2015年共同調査を実施し、成果を論文として公開した。よって、本稿は共同研究による4本目の論文となる。本稿は2015年11月に愛知、16年2月に大阪、神奈川で実施した共同調査に基づく。構成として、まず日本における多文化家族について概要・支援・問題点・提言を論じる。続いて、愛知、大阪、神奈川について、それぞれ外国人居住者、外国人支援の概況を記したのち、多文化家族への支援に取り組む行政機関や支援団体への聞き書きの抜粋を掲載した。最後に、とりわけ大阪、神奈川における多文化家族に対する支援の特徴を明らかにし、今後の研究課題を論じた。

キーワード：多文化家族、国際結婚、多文化共生、在日外国人、支援

Support Schemes towards Cross-cultural Families: Case Studies of Aichi, Osaka and Kanagawa, Japan

Masaaki SATAKE, Yuanxiang LI, Sunhee LEE, Aekeyoung KIM,
Atsushi KONDO, Saihanjuna, Yurika TSUDA

Nagoya Gakuin University/Earth Plaza Kanagawa/Tohoku University/Nagoya Gakuin University
Meijo University/Nagasaki University/Yotsuya Yui Clinic

* 本調査はJSPS科研費JP26285123の助成を受けたものである。

Abstract

This paper sheds light on the support programs and initiatives of local governments and volunteer organizations towards cross-cultural families, i.e., families of cross-cultural marriages in Aichi, Osaka and Kanagawa in Japan. It delineates such activities in the three prefectures based on interviews conducted in Aichi in November 2015, and in Osaka and Kanagawa in February 2016. The paper first explicates the significance of the study. Then it provides a profile of foreign migrants in Aichi and expert of two interviews. It is followed by a summary of foreign residents in Osaka and expert of four interviews. It further includes foreign migrants' profile in Kanagawa and summaries of four interviews. Then, it points out the features of support schemes especially in Osaka and Kanagawa, and the prospective research agenda.

はじめに

本論は2014年から取り組んでいる共同研究「多文化家族への支援に向けて—国際結婚家族と多文化共生」による調査報告論文である。2015年11月愛知県、2016年2月大阪府、神奈川県において訪問した諸団体・自治体への聞き書きをまとめた。

共同研究は日本における多文化家族＝国際結婚家庭に対する支援の実情を明らかにし、どのような支援が不足し、さらに拡充させるべきか、を検証する趣旨を持つ。今回の調査に先立ち、2014年9月東京・神奈川にて共同調査を実施し、成果を著した（佐竹他2015a）。そして、15年2月東北・宮城、4月東海・名古屋でも調査を行い、結果を公刊した（佐竹他2015b）。他方、韓国では国際結婚家族に対する支援政策が整備されており、日本の多文化家族支援のあり方に対して、示唆を与える。その実情を知るため、韓国でも共同調査を行い、論文を公表した（金他2016）。本報告は共同研究による4本目の成果である。

以下、本論文は次の構成となっている。Ⅰ. 日本における多文化家族—概要・支援・問題点・提言、Ⅱ. 東海・愛知の概況と調査報告、Ⅲ. 大阪の概況と調査報告、Ⅳ. 神奈川の概況と調

査報告、Ⅴ. おわりに

各報告調査の前に、各地の外国人の概況や支援施策の概要を記し、各団体・自治体の活動の位置づけが明らかになるように努めた

Ⅰ. 日本における多文化家族—概要・支援・問題点・提言

1. 日本における多文化家族の概要

日本における国際結婚家庭に関しては2015年刊行の前記2論文で述べたので、ここでは簡潔に説明する。多文化家族とは日本に暮らす日本国籍者と外国籍者、および日本国籍を取得した帰化者との婚姻家庭を指す。そして、日本人と結婚した外国籍配偶者が帰化により日本籍を取得した婚姻家庭をも含む。さらに、子どもを抱える国際離婚の家庭も含む（佐竹他2015a: 52）。多文化家族の中核を占める国際結婚の家族数は2010年国勢調査によると、ほぼ32万組（31万9962組）である（佐竹他2015a: 60）¹⁾。そして、国際結婚家庭に生まれる子どもは年間約2万人おり、1996年から2014年までの19年間

1) 最新の国勢調査は2015年に実施され、家族関係の統計結果が公示されるのは2016年10月である。

の出生合計は41万4505人である（厚生労働省2014）。つまり、国際結婚の家庭は約32万世帯であり、日本人の妻か夫32万人と、その配偶者である外国籍者の妻か夫が32万人いる。過去19年間にそうした家庭に生まれてきた子ども・若者は41万を超える。まとめると、夫、妻、子どもを含め、多文化家族の当事者は100万人を超えるのである。さらに、日本人に帰化した人と日本人により構成される夫婦、その夫婦の間に生まれる子ども、外国人や日本人のシングル・ペアレンツ家庭を含む国際離婚家族、外国人配偶者の連れ子もいる。なお、外国人配偶者が日本人との婚姻前に他のパートナーとの間に子どもをもうけており、日本人との婚姻後、日本に呼び寄せるのが連れ子である。こうして、日本で生活する多文化家族の当事者は相当の数に及ぶといえる。

2. 日本における多文化家族への支援

多文化家族への行政支援は十分とはいえない。日本で暮らす外国人の増加を受けて、2006年に総務省は『地域における多文化共生推進プラン』を策定し、全国の自治体に多文化共生の指針、計画を策定するように指示した。ここでいう多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員として共に生きていくこと」である。しかし、プランは主に、「外国人住民」という用語を用い、他に「外国人」「外国人労働者」「外国人の子ども」と記すのみである。多文化家族に関連する結婚移民、結婚移住者、外国人配偶者といった表記は見られない（佐竹他2015a: 64）。

そして、2009年内閣府は「共生社会」政策のひとつとして、「定住外国人施策」を入れた。雇用支援、日本語支援、防災対策といった施策

の対象は定住外国人＝南米出身の日系人であった。ただし、2010年につくられた『日系定住外国人施策に関する基本方針』では、「日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合があると考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこれらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい」と記されている²⁾。この方針に基づき、雇用支援では日系人以外への就労支援も展開され、2009年に始まった「日系人就労準備研修」は2015年「外国人就労・定着支援研修」と名称を変え、外国人配偶者も研修を受けやすくなった。とはいえ、方針には「可能な限り」という条件が記されており、今後、日本に居住する外国人すべてを対象とした施策、政策が求められる。

3. 多文化家族をめぐる問題点

日本における多文化家族について、主に5つの問題点を指摘しておきたい。日本人男性と外国人女性との婚姻家庭を中心に論じる（佐竹2016など）。

①言葉・コミュニケーション

夫婦間における言葉の違いにより、結婚当初、コミュニケーションをとることが難しい。多くの場合、外国人の妻が努力して日本語能力を高めるが、話せるものの、読み書きが不十分な場合も少なくない。さらに外国人の妻が話し言葉にも不自由しており、結婚生活が長くても夫婦で十分なコミュニケーションが成り立ちにくい例もある。日本人の夫が妻の母語を学ぼうとせ

2) 近藤（2011: 11）はこの指針がすべての関係省庁が外国人政策に取り組むべきことを国としてはじめて表明した文書であり、多文化共生社会に向かう一里塚としての意味合いを持つと、指摘する。

ず、一方的に外国人妻が日本語を習得しようとする傾向もみられる³⁾。

②文化や家族観の違い

夫婦間で異なった文化や家族観を持つため、トラブルになったり、外国人妻がストレスを感じたりすることもある。例えば、外国人の妻は母国にいる両親や親族との絆を大切にする。自分の家族だけでなく、親族も大切にする拡大家族的な価値観を持つ。しかし、日本人の夫は自分の家族を中心に考える核家族的価値観が強い(佐竹2009: 38)。そのため、夫は妻が母国に送金することを不快に感じる(初瀬2009: 14)⁴⁾。

③家庭内暴力(DV)

日本人の夫による外国人の妻への暴力である。夫の男女平等・人権意識の欠如、夫婦間の所得格差(4参照)が背景にある。日本人同士の夫婦でも夫が妻に暴力をふるう場合がある。しかし、国際結婚では婚姻当初、外国人の妻は配偶者ビザの更新において夫の署名が必要であり、弱い立場に置かれる。そして、女性の所得が低いため、夫が優位に立ちがちである。さらに、日本男性とアジア女性(中国、フィリピン、韓国など)との婚姻では男性が民族的偏見に基づき妻を見下し、暴力に及ぶこともある(山岸2009: 80-81)。つまり日本人夫婦にも見られる性的差別だけでなく、国際結婚では民族的差別・偏見がDVにつながっている。

-
- 3) 2015年7月より実施している日本人男性とフィリピン人女性との夫婦に対する調査(聞き取り・質問票記載)に基づく。日本男性7名、フィリピン女性10名。
 - 4) 四国・徳島ではフィリピン人の妻の送金に関して、夫が理解を示さず、それが離婚原因の一つとなった(2013年1月29日 フィリピン人の知人[日本人]へのインタビュー。徳島市三好市東祖谷^{いづか})。

④外国人配偶者の低所得傾向

外国人の妻が教育歴を生かせず、工場・サービス業に就労する場合もみられ、専門職・管理職の割合は少ない。言語の壁も高く、友人を頼って就労し、低所得状態に置かれがちである(カラカサン・川崎市男女共同参画センター 2013; 高谷2016)。

⑤子育て・教育

外国人の妻は言語、習慣の違いに適応しようとする中、子どもを身ごもり、出産することもある。そして、子育てが始まる。育児・家事に追われつつ、やがて子どもを保育所・幼稚園に預ける。小中高の教育が続く。保育所・幼稚園、学校からの通知文書がわからない、学校の教育方針が理解できないこともある⁵⁾。一方、子どもが学校や近所でいじめを受ける。外国人配偶者の連れ子が日本語の壁に阻まれ、授業に追いつけず、不就学となる事例もある⁶⁾。

4. 提言

3. で列挙した問題それぞれに対して、行政や民間団体による対応・支援が求められる。

-
- 5) 本稿「多文化共生教育ネットワークかながわ」報告を参考にされたい。
 - 6) 2010年群馬県桐生市では小学生6年生の女子生徒が学校でいじめを受け、自殺した。生徒の母親がフィリピン人であることを理由にクラスメートが彼女をからかい、いじめを続けたことが原因だった(『群馬の小6女児自殺 父『いじめ』、学校に相談』『朝日新聞』2010年10月26日「(私の視点) 上村明子さんの死 見過ごせない外国人差別」尹チョジャ『朝日新聞』2010年12月21日など)。また、筆者の知る例では愛知県で、母親がフィリピンから呼び寄せた連れ子が中学に編入したが、授業についていけず不就学となった。本稿、愛知のUFCHでの聞き書きも参考にされたい。

①については外国人配偶者に対する日本語教育のみならず、日本人向けに外国人配偶者の母語を教える講座の開設が必要である。②については外国人配偶者に日本の社会文化について教えるのみならず、日本人配偶者の異文化理解をはかる講座や教育が開講されるべきである。③については、日本人男性に対する人権教育、ジェンダー教育が不可欠である（佐竹2009: 44）。④については外国人配偶者の所得向上、キャリアアップに向けた支援が求められる。前述の「外国人就労・定着支援研修」の拡充も求められる⁷⁾。⑤については国際結婚家族の子育て・教育を支援する取り組みがいっそう求められる。①～⑤について、これまでの共同研究報告でも支援の取り組みを紹介したが⁸⁾、支援の必要性は依然として高い。

さらに、日本では移民全般の権利を保障する法律が存在せず、移民政策の不在がとくに指摘されている（村井2007 254; イシ2009: 141; 佐竹2011: 37; 佐竹2015a: 64）。一方、韓国では

2007年「在韓外国人処遇基本法」、2008年国際結婚の家族＝多文化家族を対象にした「多文化家族支援法」が制定されている（金他2016）。外国人差別の防止、人権擁護を規定した基本法を制定した後、国際結婚家族を対象にする支援法を設けたのである（金2011: 269-271）。その例を参考にすると、日本において、まず外国人の権利を保障する法律を制定した後、当事者の多数性や上記の問題を踏まえて、国際結婚家族の支援に向けた立法、政策が検討されてよいのではないだろうか。

以下、愛知、大阪、神奈川における多文化家族への支援の現況を報告する。

II. 東海・愛知の概況と調査報告

1. 概況

共同研究の第2論文（佐竹他2015b）に詳しいので、東海・愛知における外国人の概要について簡潔に記す。全国同様、愛知県でも1980年代半ばまで在住外国人の大半が韓国・朝鮮籍であった。例えば1985年総数6万1568人中、韓国・朝鮮籍は5万7056人だった。そして、1990年代以降、ブラジルやペルーからの日系人とその家族の移住が東海地区（愛知、岐阜、三重）では盛んになった。とりわけ製造業への就労が顕著だった。しかし、2008年のリーマン・ショックにより、多数のブラジル人、ペルー人が解雇され、帰国の道を選んだ（東海地区の外国人については梶田・丹野・樋口2005; 佐竹2011）。2015年末現在、愛知県には外国人住民が20万9351人暮らしており、都道府県としては東京都、大阪府に次ぐ。最も多いブラジル人は4万8008人おり、次いで中国人4万5481人、韓国・朝鮮人3万4185人、フィリピン人3万1171人、ベトナム人1万3130人、ペルー人

7) 現在、関東、中部、関西、中国16都府県で実施されているが、東北、北海道、四国、九州・沖縄では実施されていない。厚生労働省 報道リリース『平成28年度「外国人就労・定着支援研修」を開催します』<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000118940.html>, 2016年9月16日アクセス。

8) ①の日本語教育ではサンパギータのF.L. 多文化会（佐竹他 2016b: 222-224）、①、⑤の日本語教育では、ピナット復興むさしの（現ピナット～外国人支援ネット）（佐竹他2015a: 78-80）、②の文化理解では多文化ファミリー会とめ（同: 224-226）、③のDV被害支援ではカラカサン（佐竹他2015a: 69-71）④の研究については厚労省（佐竹他2015b: 75-78）、⑤の日本語教育ではフィリピン人移住者センター（佐竹他2015b: 233-235）などがある。

7479人である（愛知県2016）。在留資格別では永住者8万572人，特別永住者2万8410人，定住者2万6100人，技能実習2万1028人，日本人の配偶者等1万2978人である（インターネット「e-Stat政府統計の総合窓口」[以下e-Stat]統計「都道府県別在留外国人〔総数〕」）。永住者には多数の外国人配偶者が含まれており，日本人の配偶者等を含め，国際結婚により暮らす外国人配偶者の多さがうかがわれる。他方，特別永住者の資格を有する韓国・朝鮮人，定住資格を持つ日系3・4世，技能実習生も数多い。

2008年，愛知県は最初の「あいち多文化共生推進プラン」（計画期間は08～12年）を制

定し，13年には「あいち多文化共生推進プラン2013～2017」を策定した。外国人向けの医療通訳の養成・派遣も行っている⁹⁾。名古屋市も2012年，「名古屋市多文化共生推進プラン」（計画期間は2012～16）を策定した（佐竹2015b: 229）。

以下，春日井市国際交流会（KIF），東浦フィリピーノ・コミュニティの報告を記す。前者は市に国際交流協会がない中で，市民団体がネットワークを形成した事例である。後者はフィリピン人の自助団体である。

（以上 文責 佐竹）

表1 愛知県調査の概要

日時	訪問団体	応対者	場所	訪問者
2015年11月29日(日) 午前9時50分 ～11時30分	春日井国際交流会 (KIF)	二村みどり氏	春日井市市民 活動センター	李原翔, 李善姬, 金, 近藤, 賽漢卓娜, 佐竹
同午後1時45分 ～3時30分	ユナイテッド・ フィリピーノ・コ ミュニティ・イン・ ヒガシウラ(UFCH)	千葉真理杏氏 レオ・フラー氏 ロレックス氏 マルビン氏	愛知県知多郡 東浦町文化 センター	近藤敦, 賽漢卓娜, 李原翔, 佐竹

出所：佐竹作成

2. 調査報告

①春日井国際交流会（KIF）

応対者：春日井国際交流会（KIF）

二村みどり氏

訪問者：李原翔, 李善姬, 金, 近藤, 賽漢卓娜,
佐竹

2015年11月29日（日）9：50～11：30

春日井市市民活動センターにて

1. 愛知県春日井市の外国人の現況

リーマン・ショックの後に日系人が減って全体的に定住外国人も減り気味だったが，最近ではアジアの研修生，実習生が多くなっている。春

日井市は，そもそも在日韓国・朝鮮人が多いのが特徴で，1997年には一時期韓国・朝鮮人は3,206人だった。しかし，2015年現在帰化者も多く2000人ぐらいに減っている（『春日井市多文化共生プラン』[平成20年]より）。最近では，中国とフィリピンの方が増えている。2015年現在，人口30万7千人で，外国人は6,085人となっていて，人口比率2％が外国人である。日本全国少子化で人口が減っているが，この地域は人

9) あいち医療通訳システムである。<http://www.aichi-iryou-tsuyaku-system.com/>

口が増えている。JR沿線沿でベッドタウンとしての開発が進んでいるのが、人口増の原因である。外国人人口比率が高い小牧市や豊田市などに比べると、外国人支援においてそれほど手厚くない感じがする。滞在している外国人の属性としては、中国人やフィリピン人には配偶者が多い反面、ベトナムとインドネシア人には技能実習生が多い。

2. 春日井市国際交流ネットワーク

ネットワークには現在12団体が加盟している。KIFはその中の一任意団体で、ボランティア団体である。12団体には、春日井市姉妹都市市民の会、春日井市文化協会、クロスカルチュラル、春日井青年会議（JC）、日本マレーシア文化交流団体、ヒップファミリークラブ、ラボなどの国際交流を中心に活動をする団体の他、NPO ア・セントリ、SLVIFIC中部日比助け合いネットワーク、春日井中日交流会など、外国人自らが組織した団体もある。

春日井市は、国際交流協会という形で財団を作らなかった。初期は姉妹都市市民の会が国際交流の中心的な役割をしていて、KIFなどの市民団体は地道に活動していた。それら国際関係団体が、情報交換などを目的に緩くつながって、2007年にこの交流ルームを作ることになった。

日本語教室のふれあい教室と外国人相談事業は、KIFが市から委託を受けて実施している事業で、外国人との交流だけでなく、支援にも力を入れられるようになった。

3. KIFの活動について

交流／支援／ふれあい教室という三本の柱を立てている。市役所にて、春日井市外国人相談を毎週水曜日に行っている。前は、600人いたブラジル人が現在は300人ほどになり、長く住む人は困っていることがあまりないということで、相談件数は減っている。中国語は、開設当

時から相談件数が少なかったため、リーマン・ショックの時に中国語をポルトガル語相談に変えてしまった。中国人が1000人ほど増えた現在も中国語相談が復活していない。ただ、中国人のスタッフが交流ルームにいるので、ルームに来る場合がある。交流ルームのスタッフは、ネットワークに参加する人で、パートで働いている。

ボランティア通訳派遣事業を市が行っているが、学校の説明会など、軽い事案のみ対応しているのが現状である。DV相談は、KIFで受け入れている。外国人サポートグループを作って、コミュニティ通訳の勉強をしている。深い内容まで通訳ができる人を養成するため、コミュニティ通訳養成講座を来年1月から始めるなど、KIFの中で新しい試みを行っている。医療通訳は愛知県が行っているが、病院が事前に登録し、通訳を要請しなければならないので、緊急時の対応が難しい。費用は、病院と使用者が半分ずつ負担する。外国人医療センター（MICA）が県内の外国人に無料健康相談を行ったり、医療機関の紹介を行ったりもする。

日本語学習支援のふれあい教室がなかった時には、外国人があまり集まらなかった。ふれあい教室が始まった後から、交流も支援も本格的に行われるようになった。ふれあい教室は、金曜日は20～25人、日曜日は70人近く来ている。今年は、受講者が多く、日本語検定対策はしないで、初級クラスに集中している。30人ぐらいのボランティアがいる。

4. 多文化家庭が抱えている問題と支援について

外国人相談の中で、ご主人の両親と一緒に住んでいて、日本人のしきたりがわからず、親とうまいかないという事例、夫の両親の介護と仕事での悩み相談、子どもの学校に居場所がな

い、イジメ、不登校のケース、夫からのDV相談もあった。

外国にルーツをもつ子どもが入園している保育園の先生の悩み相談では、子育ての違いなどが原因のものもある。そのため、子育て広場を今年から行っている。だが、参加率があまりよくない。通訳が入るが、なかなか伝わらないものも多く、いろいろ大変なことが多い。お母さんが外国人だと、子どもが抱えている問題が、言葉の発達の問題なのか、障害なのか判断しづらい場合もある。早く問題の原因を見つけるために乳幼児検診などにも通訳ボランティアを派遣している。

困っている人々に情報を届けることが一番難しい。外国人が来ない理由としては、問題を抱えている人ほど外に出づらいうという事情があると思う。外国人女性が働いている場合も多く、忙しくて相談に来られないのが現実。保育所は問題発見に適した場所であり、保育所で子育て相談事業をすると有効だと思われる。出身国別に抱える問題に特徴があるが、一般的には経済的状况などで問題になるケースが多い。離婚して、母子寮（シェルター）に入り、そこで規則とかでトラブル場合も多い。

5. 多文化共生の政策などについて

90年に入管法が変わった時も労働力が必要だからと日系人を受け入れたけど、外国人に対する支援の整備は殆どなかったの、問題が多かった。きちんとした支援の政策を作ってから、受け入れてほしい。最近では、一人暮らしの外国人が多くなっている。生活保護を受けている場合はいいが、一人暮らしで認知症になっている場合など、国際結婚で一人になり、また高齢化している場合への対応が今後の問題であろう。そのためにも、韓国の多文化家族支援法のような法律があると良いと思う。神奈川など手厚く

している所もあるけど、やはり財政が厳しくてできない市町村も多いので、法律があればいいと思う。

以上、二村氏のインタビュー内容を紹介した。春日井市は、市がいわゆる国際交流財団を置かず、そもそも活動していた市民グループを束ねて、交流ルームを設置、市民力で運営している。その運営が円滑になるためには、二村氏のような、キーパーソンの存在が重要である。80年代、日本の「内なる国際化」の政策には、そもそも外側の外国との交流がメインであり、地域住民として生活している外国人との交わりは眼中にはなかった。二村氏の話を通して、多文化共生プランにより、地域の国際交流の動きが変わり、地域の外国人にも対等に行政サービスが行きわたるようになったことがうかがえる。だが、当事者たちの参加度の低さなど、外国籍住民自らが自分達の権利を十分認知していないという部分も見えてきた。認識を高める活動がさらに求められる。

（文責 李善姫）

②ユナイテッド・フィリピーノ・コミュニティ・イン・ヒガシウラ（UFCH）

応対者：代表 千葉真理杏（まりあん）氏

役員 レオ・フラー氏（日系フィリピン人の配偶者）

ロレックス氏（日系フィリピン人2世）

マルビン氏（同3世）

訪問者：李原翔、近藤敦、賽漢卓娜、佐竹

2015年11月29日（日）午後1時45分～3時30分

愛知県知多郡東浦町文化センターにて

訪問の経緯をまず記そう。私たちは2015年4月多文化共生リソースセンター東海を訪問し、

センター制作の冊子『みんなで作る多文化あいち』（発行：愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室，2012年）を入手した。冊子は、愛知県の在住外国人団体としてユナイテッド・フィリピーノ・コミュニティ・イン・ヒガシウラ United Filipino Community in Higashiura (UFCH) の活動を紹介していた。そこで、興味をもち、訪問を思い立った。対応者は代表の千葉真理杏さんと役員3人。みなフィリピン出身である。団体の所在地は愛知県知多郡東浦町であり、知多半島の東側となる。

1. 設立の経緯

2009年，UFCHは設立された。以前，名古屋のフィリピン人移住者センター(FMC)代表・石原バージーさんに助けられ，自分の問題を解決した後，自分も人の役に立ちたいと思った。彼女に相談すると，東浦にはフィリピン人のコミュニティ団体がないから，結成を促された。フィリピン人にはいろいろな問題があり，団体があれば，すぐ相談できるようになる。そこで地域のフィリピン人とともに結成した。問題とは言葉や仕事，夫婦の関係，子どもの教育などである。

2. 役員・会員

UFCHには代表の他，12人役員がいる。会員は全員フィリピン人であり，大人は約50人である。日本人やブラジル人の配偶者，日系フィリピン人もいる。とりわけ石浜地区の県営住宅には日比夫婦，フィリピン人同士の夫婦，日系フィリピン人も多い。子どもは中学生15人，小学生20人ほどで高校生は少ない。中学を卒業すると，高校進学できず，仕事に就くことが多い。経済的な事情，学力の問題が背景にある。また，東浦の中学校には日本語適応教室があるが，日本語能力や学力が充分でない子どもも多い。両親の仕事場を手伝ったり，兄弟の面倒を

みたりする。一番上の子どもは18歳くらいで，フィリピンに帰った子どももいる。

千葉さんによると，東浦にはフィリピン人の大人は約145人，子どもは約40人だという。町のHPによると，2015年11月末現在，人口5万221人中，外国人は1323人である。外国人の割合は2.6％であり，日本全国平均（1.6％＝2013年1月1日）より高い。

千葉さんは東浦町役場で英語，フィリピン語による外国人相談・通訳業務を担当する。もう一人はブラジル人である。千葉さんは1993年から2001年まで千葉県に住み，自治体の講座で日本語を学んだ。漢字もだいたい読める，という。子どもは5人おり，中2，小6，小5，小3，保育園児である。上の4人は日本生まれ，一番下の子はフィリピン生まれである。夫はパキスタン人である。同席の男性役員はみな刈谷市で就労し，マルビンさんは車の部品，ロレックスさんは車関係，レオ・フラーさんはめっき工場で働く。

3. 活動内容

於大（おだい：徳川家康の母）まつり，東浦の産業まつり，豊田市の保見が丘の祭りで，フィリピンのバンブーダンスやイスラムの踊りを披露する。最近，自分たちは年をとってきたので，子どもたちに踊りを教えている。世代交代である。地域の反応としては，興味を持ち，喜んでくれるという。千葉さんも人々がフィリピンを理解してくれていると感じる。

12月にはクリスマス・パーティを行う。大きなイベントで日本人も来る。去年フィリピン人は約110人，日本人は約20人来た。食事を持ち寄り，ゲームをする。子どもたちも楽しみにしている。刈谷市にはカトリック教会があり，通う人もいるが，UFCHでは宗教のことはあまり話題にしない。

それから、第2・4土曜日の夜、防犯パトロールを実施する。7時から8時まで制服を着て、地域の人と一緒に歩く。防災訓練にも参加する。

4. 国際結婚における問題

夫による妻への暴力（DV）が多い。DVが多いのは、夫が酒におぼれるからである。家庭のお金が足りないので、奥さんが夜の仕事に就き、夫がやきもちをやくこともある。夫によるセクハラもある。そんな場合、警察に届け、役場の福祉課やFMCに相談する。DVは子どもにとってもトラウマになる。DVを受けた女性が夫のもとにもどったが、子どもたちは帰りたくない、と言っていた例もある。

ある日比夫婦の場合、日本人の夫は年配で年金生活、妻はまだ若い。子どもに身体的な障害がある。子どもは施設に入所したが、子どもの面倒をみる妻に対して、夫は入所に関して妻に何も説明しなかった。妻は夫がなぜ説明しないのか、憤った。夫は説明してもどうせ日本語わからないでしょう、という。相談に乗っているが、対応が難しい。

一番いいのは通訳がつくことだが、知り合いのフィリピン人が一緒だと、地域にプライバシーがもれることを恐れて、頼まない。合わせて病院に無料の通訳がいるとありがたい。愛知県の医療通訳システムは有料（1500円～2500円）なので、何回も頼むと負担が大きい。

子どもについては、成長過程で反抗期があり、お母さんとのコミュニケーションが難しくなる。また、フィリピンから呼び寄せた連れ子の場合、生活環境が変わって、イライラして暴力に走ることもある。悪い友達の影響を受け、15歳くらいで非行に走ることもある。

5. 行政にどのような支援を求めるか

学校における通訳支援があると助かる。子どもが育てば、通訳になり、次の世代につなげら

れる。学校からの通知の翻訳もあるといい。学校からの通知が多くて、外国人の親は理解できない、とマルビンさんも語っていた。彼には中3の子どもがいる。

6. 多文化共生について、どう思うか

私たちは同じ人間であり、同じ世界で暮らしている。幸せになり、自由になり、信頼に満ちた世界—とりわけ自分が属する社会—で生きることはあらゆる人の権利である。日本人だけでなく、老若を問わずみんなが意見を述べることによって、より良い安定した社会ができる。そんな社会をつくるにはお互い助け合うことが必要である。みんなが平等で差別がなければ、繁栄して幸せな生活を送れる。なぜなら、外国人も高い能力を持ち、様々なことをできるから。言葉ではハンディがあるけれど、地域や社会の一員としてみなしてくれれば、他の面で貢献できる。

フィリピン人の自助組織として、楽しみつつ様々な活動を行っていることがわかった(四国・徳島の例については【佐竹2016: 95-96】)。フィリピン人配偶者や子どもたちへの支援についても必要性をあらためて認識した。

(文責 佐竹眞明)

Ⅲ. 大阪の概況と調査報告

1. 概況

2015年末、大阪府における在留外国人の数は21万148人であり、東京都の46万2732人に次ぎ、全国で2番目である(e-Stat前掲統計)。国籍・地域別では韓国・朝鮮11万1863人、中国5万2856人、ベトナム1万494人、フィリピン6,524人などである。韓国・朝鮮籍が53.2%

を占める。大阪府の資料によると¹⁰⁾、韓国・朝鮮籍の割合は2012, 13, 14年では59 %, 58 %, 56 %であり、年々減少しているが、その割合が高い点特徴的である。一方、中国籍、ベトナム、フィリピン籍は増加傾向にある（ニューカマーに関する研究として、福本2002）。

次に、同時点で在留外国人を資格別にみると、特別永住者9万1011人、永住者4万5714人、留学1万9866人、定住者9125人、日本人の配偶者等9076人、家族滞在7351人、技能実習6887人などである（e-Stat「都道府県別 在留資格別 在留外国人 [総数]」）。全国的にも特別永住者の98 %は韓国・朝鮮籍であり¹¹⁾、府における特別永住者の多さは在日韓国・朝鮮人の多数性を示す。他方、永住者、日本人の配偶者等も多数おり、日本人と結婚して暮らす外国人が増えている状況もうかがわれる。

大阪府に在日韓国・朝鮮人が多いことについては歴史的背景がある。1910年日本は朝鮮半島の植民地支配を始め、1923年には済州島と大阪をつなぐ直行船「君が代丸」が就航した。日本の支配により土地を失う、あるいは生活が困窮した多数の朝鮮人が労働のため、大阪・関西に渡航した。さらに、1939～45年にかけて、日本政府は朝鮮半島から多数の朝鮮人を強制徴用（連行）し、本土の工場や炭鉱などで労働を

強制した（朴1965）¹²⁾。大阪にも連行された多数の朝鮮人が労働を強いられた（朝鮮人強制連行真相調査団1993）。1945年日本の敗戦＝朝鮮祖国の解放を経て、祖国にもどった朝鮮出身者もいたが、日本に残らざるを得なかった朝鮮人も多かった。こうして、生野のコリアタウンに象徴されるように、大阪にも多数の朝鮮半島出身が居住するようになった（第1世代の女性について徐2005）。

大阪府における在住外国人向けの施策は概略、以下の通りである。1992年、府は「大阪府国際化推進基本指針」を策定した。指針は府が持つ国際機能を向上させ、世界都市として発展するため、国際交流の分野で取り組むべき課題や、府民や関係機関との協力のあり方を示した。府は、指針に掲げる「異文化を理解するこころの豊かな人々の集う都市大阪の実現」という目標に向かって、「国籍や民族を問わずすべての人々が、同じ人間として尊重しあい、違いを認めあって共生していく地域社会づくりなど、いわゆる“内なる国際化”」を推進してきたという。例えば、就職差別や入居差別の解消に向けた冊子やパンフレット、ビデオの作成による啓発、多言語による相談・広報である。

そして、2002年3月、大阪府在日外国人問題有識者会議は在日外国人への施策について「大阪府における在日外国人施策に関する指針について」という提言を行った。同12月、提言を踏まえ、府は「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定し、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現」

10) 「府内在留外国人数（旧外国人登録者数）」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokusai/tourokusyasuu/>
「数字で見る大阪の国際化」<http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/kokusai-data/> 2016年9月16日アクセス。

11) 2014年日本の特別永住者は35万8409人おり、うち35万4503人(98.9 %)は「韓国・朝鮮」籍である。E-Stat統計。

12) 朴（1965: 62）に引用された内務省資料によれば、日本内への連行は70万人を超えている（72万4925人）。

に向け、施策を開始した¹³⁾。

施策を担当する大阪府人権局人権擁護課の業務は次の通りである。大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の施行、在日外国人施策の総合企画及び調整、人権相談及び人権擁護、同和問題の解決に向けた施策の総合企画及び調整である¹⁴⁾。部落差別の深刻さを反映して、人権擁護の視点から、同課の担当業務が同和問題施策と在日外国人施策を中心的な課題としている点が興味深い。府下の大阪市でも同様であり、同和問題への取り組みが在日外国人支援の土壌ともなっているともいえよう（「曙光グループ」「大阪市」報告参照）。そして、在日外国人への支援に関しては、韓国朝鮮人（オー

ルドカマー）への差別解消、人権擁護の取り組みがニューカマー支援につながってきた点も指摘しておきたい（「大阪市」報告参照）。

以下、曙光グループ、アジア太平洋人権情報センター、豊中国際交流協会、大阪市役所への聞き書きを記す。大阪市では市が制定したヘイトスピーチ対策条例についても質問した。ある思想団体は国際結婚や、外国人の日本人への帰化を規制するように主張しており、同団体やその影響を受けた他団体、個人が国際結婚当事者や帰化者に対して、ヘイトスピーチを展開する可能性もある。その意味でヘイトスピーチの問題は国際結婚家庭とも関わりがある¹⁵⁾。

（文責 佐竹真明）

表2 大阪府調査の概要

日時	訪問団体	応対者	場所	訪問者
2016年2月15日(月) 午前10時～12時	曙光グループ	松原康之氏 蘇恵（法村恵）氏	東大阪市 リージョン センター	金, 近藤, 賽漢卓娜, 佐竹
同午後2時～5時	アジア・太平洋 人権情報センター (ヒューライツ大阪)	藤本伸樹氏	センター 事務室	金, 近藤, 賽漢卓娜, 佐竹
2月16日(火) 午前10～11時30分	とよなか国際交流協会	山本愛氏	協会事務室	金, 近藤, 賽漢卓娜, 佐竹
同午後1時半～4時	大阪市民政局ダイ バーシティ推進室	藪中昭二氏 森浩一氏 田中聡氏 柴田昌美氏	大阪市役所	金, 近藤, 賽漢卓娜, 佐竹

出所：佐竹作成

13) 「大阪府在日外国人施策に関する指針」<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/shishin.html> 2016年10月8日アクセス。

14) <http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/> 2016年10月8日アクセス。

15) 当該の思想団体はウェブにて主張を公開しているが、研究者の倫理として、あえてそのURLを記さない。また、2016年制定のヘイトスピーチ対策法については「ヘイトスピーチ対策法案が可決 参院委 今国会で成立へ」（東京本社）「差別ない社会へ『大きな一歩』ヘイトスピーチ対策法案、参院委可決」（大阪本社）『朝日新聞』2016年5月13日付を参照されたい。

2. 調査報告

①曙光グループ

東大阪市中鴻池

応対者：松原康之氏（曙光の立ち上げ人，元東大阪立鴻池東小学校校長，現在は中華学校の時間講師），

蘇恵（法村恵）氏（曙光のボランティア，奈良教育大学大学院）

訪問者：金，近藤，賽漢卓娜，佐竹

2016年2月15日（月）午前10時～12時

東大阪市リージョンセンターにて

大阪府は現在20万4347人（2014年12月末現在¹⁶⁾）の外国人が居住しており，全人口の約2.3%にあたる。在住外国人数を国籍別にみると，韓国・朝鮮籍が全体の56%を占めるが，数及び占める割合は年々少しずつ減少している。一方，中国籍の全体に占める割合は，長期的に増加傾向にあり，25.0%で前年度を上回った（同上）。曙光クラス（以下では曙光と呼ぶ）は，東大阪市中鴻池地区を中心に在住する「中国人家族」のために，1990年から取り組まれている教室である。

曙光が設立されるまでの経緯は1987年に遡る。1987年夏に東大阪市中鴻池地域の府営住宅に，ある中国帰国者の家族がやってきた。そして，その家族の子どもが，鴻池東小学校に外国人児童第一号として在籍することになり，人権教育担当の松原先生のクラスに編入した。その子どもの祖母は長野県出身の中国残留日本人であり，年を重ねる毎に「日本に帰りたい」と言う思いが膨らみ，家族を大事にする中国人故に家族ぐるみで日本へ帰国することになったので

ある。

鴻池東小学校の第一号となる中国人児童は，名前以外全く日本語が話せない状況にあったこともあり，松原先生は，本名（民族名）で名乗ることを保護者に勧めた。このことに対し，「せめて，日本風の呼び方だと，いじめられることも少なくなる」と言う家族の想いは切実であり，大変強い抵抗を見せた。しかし，松原先生は「外国人にとって生きにくい日本社会であることは，外国人の責任ではない。日本人の責任である。名前のことも含め，どの国に生まれた人であっても，その人のありのままの姿で通える学校を作っていきたいと思っている。協力してください」と訴え，家族の了承を得ることができた。

2，3年の月日が経ち，近隣の成和小学校，北の宮小学校などにも中国人児童が在籍するようになった。この頃，東大阪市内の小中学校に中国帰国者の孫たちが少数点在の形で在籍するようになった。松原先生と仲間たちは，「日本で生活する上でわからないこと，困っていることが解決できる場に，同胞が集うことでさまざまな情報交換が出来る場に，そして，何よりも日本での生活が安心して送れることに繋がる場」を目指して，中国人家族のネットワークを立ち上げようと考えた。そして，各学校長宛に手紙を出して中国人家族へのはたらきかけを依頼した。

ついに，1990年6月23日に「中国人家族の会」を発足し，鴻池東小学校の空き教室を利用して活動を開始した。その後，希望にあふれる未来となることを願い「曙光」に名称を変更した。当初，日本の小中学校への入学手続きや社会保険が解らないという声に応え，専門家を招いて説明会を行った。また，弁当文化の違いによって，中国出身の児童生徒は日本人のクラスメー

16) 数字で見る大阪の国際化，<http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/kokusai-data/>，2016年9月16日アクセス。

トの前で親が準備したお弁当を開けられない、という中国人母親の悩みを聞き、おにぎり、卵焼き等、日本風の「弁当作り」の調理実習を行った。好評だった。このように、当初は中国人保護者のニーズに応えるべく、学習会、講習会等も行っていた。

1993年に現在のリージョンセンターに移転した。30～40代の小、中学校の現任教員5-6人が教師陣を務めていた。当時は教材も資金もなく、募金活動で資金を調達し、隔週土曜日の

午後6時半から8時半まで開催していた。はじめは一つの教室で子どもは学習補充を、大人は日本語学習を行い、合わせて30人ほど通っていた。その後、効率を考えて別々の教室で各々の学習を行うようになった。このように、最初は「家族の会」として始まったが、時代の変化に伴い学習者のニーズに合わせて、現在では中高生クラスを含め3つの教室からなっている。現在は、中高生クラス以外の各クラスは毎週開催している。

曙光の活動詳細

	教室名	活動時間	内容
曙光グループ	曙光大人クラス	毎週土曜 午後 6:30～8:30	社会人向けの日本語指導
	曙光小学生クラス	毎週土曜 午前 10:00～11:30	中国にルーツを持つ子ども（主に小学生）の母語教育
	曙光中高生クラス	第2週・第4週土曜 午後 6:30～8:30	外国にルーツを持つ中高生・高校生の日本語指導及び学習指導

曙光大人クラスは主に成人してから来日した外国人への日本語指導に重きを置く。曙光小学生クラスは、15人～20人ほど通っており、母語回復のための中国語を教育するとともに、教科のプリント学習もある。隔週開催の曙光中高生クラスの学習形式と学習内容は、現在（2014年）は主に子どもたちに自主勉強させ、わからない問題があるときに質問させ、講師が解説する形となっている。学習内容は、日本語（国語ではない）、中高の数学、英語、理科、社会など、主に中高の学校における学習範囲である。中高クラスに通う5-10人の内、中国語を忘れかけた生徒もあり、授業時間の半分は母語回復、残り半分は教科の勉強をする。また、中国帰国者の子弟のみならず、国際結婚で来日した中国人女性の連れ子も通っている。蘇恵さんがボランティアをしているのは、中高生クラスと小学生

クラスである。彼女は現役の奈良教育大学修士課程の大学院生でありながら、教科を教えている。蘇恵さん自身も、中国から日本の小学校に編入し、スクールサポーターの中国人の先生に助けてもらった経験がある。

財源として、曙光は市の教育委員会社会教育部社会教育課に補助金を申請しており、日中友好交流会からも年間50万円ほどの補助を受けている。講師は半年間で1万円ほど謝礼をもらい、主に交通費に当てている。

松原先生によれば、大阪はこれまで部落解放運動が盛んな地域であり、同和教育を中心とした人権教育の視点を大切にするという土壌があり、ニューカマーへの支援等の考えもその土壌が基盤となっている。両者は根底に共通している部分が多々ある。

1980、1990年代は、中国帰国者は堺市、八

尾市、東大阪市のいずれかに振り分けられることが多く、中でも、東大阪市は中小企業が集まる街であり、ニューカマーにとって仕事を見つけやすい。増える中国帰国者に対応するため、東大阪市の小学校では全国で初めて中国人常勤講師を雇用した。この中国人講師は元留学生であり、帰国者を含める中国出身家族の教育に関する相談によく乗り、また管轄下の各小学校に頻繁に派遣されている。

他方、第一線で外国人支援に励むボランティアとして、松原先生はいくつかの問題点を提示した。

第1に、小中学校の教員の多忙化とも関連して、曙光を担う後継者がなかなか育てられない。発足した際の教師陣のままであり、すでに60歳台に上っている。その後の活動が心配される。第2に、大学への進学率が低い。それは中国における親の社会的・経済的地位とも関わっている。また、文献を参考にすると、「中学校で渡日した生徒のみならず、どういうわけか就学前から日本にいる生徒もなかなか高校に進学してくれない」、また、「中国で家が農家だった生徒は大学等への進学が困難」といった、中学校と高校のそれぞれにとっての教育課題が存在している（鍛冶，2007: 341）。第3に、マイノリティの自助組織は大切ではあるが、まわりを変えないと社会が変わらない。日本は社会的な地位に敏感に反応するため、日本人で学校の校長、教員が後ろ盾になると、物事が進みやすい傾向がある。第4に、外国人、とりわけ東アジア系の外国人は自身の安全を求めるため、本名ではなくなるべく日本名を選ぶ傾向が強い。行政機関もまた手続きの際、「本名のしんどさ」を過剰に強調しているようである。だが、本人には本名も通称名も選択する権利がある。市民団体の働きかけで行政を変えていかなければならない、

でなければ「生きにくい社会」のままになる。「どの国に生まれ育っても、本名を使用することが当たり前のこととして受け入れられる。その『当たり前』のことが当たり前として、目の前に存在していることの安心感』そんな場がいっぱい広がってほしいのに」と松原先生は言う。色々な人たちがいて当たり前という世界を作って行くべきと考える。

（文責 賽漢卓娜）

②アジア・太平洋人権情報センター

（ヒューライツ大阪）

対応者：研究員 藤本伸樹氏

訪問者：金、近藤、賽漢卓娜、佐竹

2月15日（月）午後2時～5時

アジア・太平洋人権情報センターの事務所にて

フィリピン人女性と日本人男性との間に生まれながら、父親の認知を受けずに育った子どもたち（JFC, Japanese Filipino Children）について、お話を伺った。

JFCとは

JFCにはいろいろな事例があるが、次のようにまとめられる。

日本人の父親とフィリピン人の母親との間に生まれた子どもで、親が婚姻しておらず、フィリピンで出生し、父親に捨てられるというのが典型的なケースである。その場合、フィリピンの出生届には、かろうじて父親の名前が記載されている。フィリピンで婚姻届が出され、子どもはフィリピンで婚内子となったが、父に遺棄される場合もある。他方、フィリピンで結婚し、婚姻届を出し、日本でも役所に婚姻届を出す場合がある。そうした夫婦から生まれる子どもには2種類あって、夫婦関係が破たんし、母子がフィリピンに帰り、父親と縁が切れている場合が1つである。また、日本に呼び寄せられるこ

となく、フィリピンでずっと育ってきた婚内子もいる。多くの場合、子どもが小さい時は父親に会っていたし、父親も仕送りをしていたが、やがて連絡や仕送りも途絶えてしまう。こう見ると、JFCといっても認知を受けている子もいるし、受けていない子もいる¹⁷⁾。そうしたなか、2008年日本の国籍法が改正され（施行は2009年）、出生後に日本人の父親に認知されれば、父母が結婚していない場合でも届出によって日本国籍を取得できるようになった。だが、20歳までにその手続きをしなければならない。

JFC母子の現状

日本で日本国籍を取得しようとするJFCは、「日本人等の配偶者」の在留資格をとって来日する。その母親たちの在留資格は「定住者」である。仲介業者が来日をアレンジする。通常、中長期に滞在するための資格は法務省管轄だが、JFCについては、マニラの日本大使館の裁量でできるという。父親の認知がなくても、多

くのJFCと母親たちが来日してきている。

1990年代、南米日系人の来日が増えたが、フィリピンでも日系人を日本に送る動きが始まり、ミンダナオのダバオからの来日が増えた。これらは「旧日系人」と呼ばれる。他方、JFCは「新日系人」と呼ばれる。

仲介業者がフィリピンのラジオで呼びかけると、JFC母子がどんどん集まる。業者がフィリピンにおいてJFC支援に長年取り組むNGO「ドーン」、「バティス・センター」、「マリガヤハウス」で必要な書類を作ってもらいなさい、それから日本に送ってあげる、と指示する場合もあるという。実際、JFCや母親は業者、支援団体両方に連絡を取り、日本に行こうとする。つまり、書類をそろえるまでNGOに任せる。NGOは日本の父親探し、養育費の請求、日本国籍の取得などを支援するが、就労支援はしない。日本に行くと、かつてエンターティナーだった母親たちが経験したように搾取されるから、日本に行かないようにと指導する。そこで、JFC母子は仲介業者に乗り換えて、日本を目指す。多くの場合、子どもは友達もフィリピンにいるし日本に行きたがらない。だが、母親がフィリピンでは展望がないと考え、子どもを引っ張っていく。一方、学校を卒業、あるいは中退したJFCのなかには、仕事のためや学費を稼ぐために日本に行こうと決心するケースもある。

業者による搾取

在フィリピン・日本大使館ではかつて日本に行こうとするJFC母子に対して、「信頼できる相談機関」のリストを配布していた。掲載された8団体のうち3団体は上記の支援NGOであるが、他は信頼に値しない団体であると思われる。これら団体業者はチャリティを標榜し、善人面をするが、その「支援」のもとで来日した

17) 日本国籍あるいは日本人の配偶者等の資格により、日本に来日し在留するJFC10名、JFCの養育目的で子連れ来日したフィリピン人母9名を対象とする調査によると、子どもがフィリピンで育った理由は2つに類型化されるという。①両親の離婚により、フィリピンへ帰国し、生活基盤がフィリピンとなった事例：ある女性日本人と結婚し、長男を出産。子守が必要なため、フィリピンで生活。夫がフィリピンを頻繁に訪問。2人目の子どもを妊娠中に、夫が女性の同意なく日本の役所に離婚届を出し離婚成立。夫からの連絡が途絶えた。②両親が未婚のままフィリピンで生まれた子ども（JFCネットワーク2014: 13-14）。①の場合、夫による一方的国際「離婚」家庭であり、国内で暮らす多文化家族の枠から外れるが、日本の国際結婚における問題として、無視できない。

母子は借金を負わされ、拘束契約のもとに置かれる。団体は派遣前に日本語・介護研修を行い、その費用について母子が質問すると無料か大した額ではないと答える。しかし、母子が日本に着くと、50万円を超える多額の経費を請求され、支払いは毎月の給料から2年間請求されるという例もある。別の事例ではビザ取得料として15万円が請求され、母子それぞれが総費用36万円を3年かけて毎月1万円ずつ支払う。労働条件の契約書をみても3年契約で基本月給が12万3000円で最低賃金水準である。名古屋では暴力団系の仲介業者が介在するケースも発覚した。

こうして、母子は高齢者介護の施設で安い労働力として利用される。東大阪市の施設では月に13回、集中的に夜勤がJFCやその母親たちに回ってきた。一人夜勤の夜も多く、仮眠すらできない。JFC母子だと、子どもが学校に通っているのを逃げないし、管理しやすいと雇用者が考えるようだ。借金を払い終わったら、別の雇用先に移ることもあるが、新しい雇用先も介護施設である。

仲介業者は以前日本へエンターティナーを招請していた。しかし、2005年日本政府がエンターティナー受け入れを制限し、業者は儲け先を失った。国籍法改正に伴って、新日系人の招請に矛先を変えたのである。エンターティナーとして低い賃金で働いた母親がJFCの母として再び搾取されているという悪循環がみられる。

行政の対応・行政への提言

業者に対して、在フィリピン日本大使館による指導は行われていない。日本におけるJFC母子への対応も不十分である。こうした現状に対して、藤本さんは「移住者と連帯する市民ネットワーク（移住連）」を通じて、外務省に実態の把握、厚生労働省に母子への支援を要請して

いる。合わせて、日本で暮らすJFCに対して、日本語指導、教育支援を実施してほしいという。東大阪ではカトリック教会が支援するNGOがJFCの学習を支援しているが、加配の先生を増やし、公的な学校で対応すべきである、とのことだった。

お話を伺うと、注17にも付記したように、両親の離婚によりフィリピンへ帰国し、生活基盤がフィリピンとなったJFCも少なくない。妻の同意を得ずに離婚する、連絡を絶つなど夫の一方的な行為によって、JFCやその母親の苦境が生まれてきた。日本の国際結婚に関連する問題として、看過できない。そして、婚内子であるJFCと母親が来日して、暮らしてもいる。こうしたシングルマザー家庭については家計収入の低さを踏まえ、公的支援の充実が求められる。なお、就労関連の法律支援については次の「とよなか国際交流協会」報告を参照されたい。

さらに、藤本さんも指摘したように、子どもへの教育支援も不可欠である。実際、公立学校で日本語指導を必要とする日本籍の生徒が増加しており、フィリピン語を使用する生徒の割合が3割近く、最も多いという¹⁸⁾。こうした児童は新日系人JFCを含むと考えられ、公教育による支援が強く求められる。なお、JFCについてより詳しくは藤本（2015a; 2015b）を参照されたい。

（文責 佐竹眞明）

18) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査（平成26年度）の結果について」2015年4月http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357044.htm 2016年8月2日アクセス。

③とよなか国際交流協会

対応者：総括主任 山本愛氏

訪問者：金、近藤、賽漢卓娜、佐竹

2016年2月16日（火）午前10～11時30分

協会事務室にて

1. はじめに

「とよなか国際交流協会」は、人権尊重を基調に多様な文化および人々との相互理解を深め、平和で平等な地域社会づくりに寄与することを目的として標榜し、1993年財団法人として大阪府豊中市に設立された。そして、同時期に豊中市によって設立された「とよなか国際交流センター」の運営・管理を委託され、2010年からは豊中駅前に移転し、2012年からは公益財団法人として活動を続けている。

当協会の総括主任である山本愛氏に「とよなか国際交流センター」における国際結婚家庭・外国人配偶者、外国とつながる子どもへの支援・交流活動内容についてインタビューを行い、その概要を紹介する。

2. 活動概要

豊中市の人口39万5千人の内、外国人の住民は4,546人（1.15％）であり、①韓国・朝鮮籍が2160人（47.5％）と最も多く、中国籍1090人（23.9％）、フィリピン籍150人（3.2％）の順に続く。また、外国人の85％以上が、ベトナム・台湾・インドネシア・タイなども含めたアジア出身である（2014年9月、現在）。

1993年設立当時は、地域社会の中でオルドカマー・ニューカマーの外国籍住民と日本人住民との相互理解や多文化共生を目指し、多様な文化への理解を深める活動ならびその教材開発などを推進していた。ところが、1998年の阪神淡路大震災後、市の財政悪化により活動予算が半減したことから、1999年からは活動の重点事業を地域に在住する外国人への支援、とり

わけ国際結婚家庭における外国人女性およびその子女への支援に定めるようになる。

その背景には、外国人女性の多くが孤独な子育て環境に置かれているほか、外国人妻の自国文化が否定されたり、夫からの家庭内暴力や夫が生活費を入れないなどの経済的暴力を受けたり、夫が在留資格の更新に非協力的であったり、勝手に離婚届を出されるなどの被害に対して積極的な支援が必要となったことが挙げられる。さらには、国際結婚家庭における親子間のコミュニケーション問題、外国人の親と学校とのコミュニケーション問題、外国にルーツを持つ子どもたちの日本語能力と学力の問題などに対する支援の必要性が増加したこともその背景となる。

以下、当センターにおける上記の問題に対する具体的な支援活動を紹介する。

1) 多言語での無料相談サービス¹⁹⁾の提供

2名の日本人専門スタッフ（心理臨床相談1名・就業相談1名）のほかに11か国語による多言語スタッフによるあらゆる相談サービス（ケースワーク、情報提供、カウンセリングなど）を提供している。家庭内暴力（以下、DV）被害を受けた外国人女性たちの経済的自立のために就業支援が必要になったことから3年前から就業支援専門のコーディネーターを置くようになった。来談者のキャリアとニーズに合う仕事の情報収集を援助するほか、ハローワークあるいは豊中市の地域就業支援センターを紹介し、通訳や書類作成などの言語支援を行っている。

昨年度の相談の46.3％がフィリピン系来談

19) 毎週金曜11時～16時(祝日休み)に、日本語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、英語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語による相談が可能である。

者によるものであり、その相談内容としてはDV被害による相談²⁰⁾が目立つ。また、近年ではJFCとその母親であるフィリピン人女性の来日が増加している。フィリピン人母親の多くが介護職に従事しているが、過重労働や転職の制限²¹⁾などの就労上のトラブルによる相談が増加している。このような様々な法律支援が必要なケースに対して、当センターでは豊中市の関連機関と連携し、支援を行っている。

2) 日本語交流活動

日本語学習が必要な外国人を対象に日本人市民ボランティア400人によって日本語交流活動が展開されている。

就学前の子どもを持つ外国人の母親たちのために、日本語学習の間に保育支援が行われる。また、子育ての上で孤立しがちな外国人親子の居場所づくりのために、同じく子育て中の日本人親子との交流の場を豊中市内の交通の利便性の良い3か所の図書館と提携して運営している²²⁾。

3) 外国にルーツを持つ子どもたちへの支援

外国にルーツを持つ子どもたちを対象に、同じく外国にルーツを持つ大学生の指導による母語(会話や読み書き)や文化(料理や踊りなど)

を学ぶ子ども母語教室²³⁾を開いているほか、日本人の大学生や大学院生などのボランティアによる学習支援サービス²⁴⁾を行っている。

このほかにも、日本語学習が必要な小学生・中学生を対象に、児童生徒の個別のレベルに合わせて、日本語を専門とする指導員が豊中市内の学校や教育委員会と連携して週3回(各90分)学力や教科につながる日本語指導を行っている。

また、就学前の外国にルーツを持つ子どもたちが親子で様々な遊びを体験することができる保育ボランティア活動「多文化保育ニコニコ」があり、子どもを預けて同じ時間帯に実施されている日本語交流活動に親だけが参加することも可能である。

3. インタビュー後記

とよなか国際交流協会における支援活動の中で最も印象深かった取り組みは、次の二点である。その一つ目は、来日して間もなく、孤立した子育てになりがちな外国人母親たちを対象にし、従来は子育てを終えた日本人先輩母親たちによる「教育型」支援が中心であったが、近年

20) 昨年は延べ50回のDV関連の相談を行っており、その内5名の新規の相談があった。

21) 日本での就業に当たってブローカーが介入しており、介護施設への就業契約において就業期間が定められている関係で、より良い就労条件の職場への転職ができないなどの相談が多くなっている。

22) 自らも友達作りをしたいと思う日本人親子100名ほどがボランティアとして参加している。絵本の読み聞かせ活動、お料理教室や手作りのおもちゃ制作活動を通して日本での生活や子育てについて日本語での交流を行っている。

23) 現在、第2・4日曜日(10:00～12:00)に中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語のクラスが開かれている。また、豊中市在日外国人教育推進協議会との協働事業として韓国・朝鮮にルーツを持つ子どもたちのための交流の場を毎月第3土曜日の午前中に開いており、民族講師の先生の指導の下に民族言語や韓国・朝鮮の文化にふれることができる。

24) 「サンブレイス」と称した活動で、第1日曜日を除く毎週日曜日13:00～15:00に開かれており、学習支援のみならず、おしゃべりを楽しんだりダンスを学んだりするなど、家でも学校でもない第3のほっとできる居場所作りを目指した活動を行っている。

は子育て中の日本人母親たちとの交流活動を中心とする「交流型」活動にシフトしたことである。従来の「教育型」支援では「日本語を教える」、「子育て方を助言する」などといった支援が中心であり、日本社会での適応を助ける面では有効な支援となっていたかも知れない。しかし、このような支援活動では、意図せずとも支援する側と支援される側といった関係性が生まれ、外国人母親たちは受け身的な存在となる。加えて、文化圏によっては外国人母親の自国の子育て文化と日本の子育て文化間の葛藤を余儀なくされ、自国の子育て文化を否定されるなどといった喪失感を味わうことに繋がる危険性も孕んでいる。対して、同じ子育ての悩みを抱えている日本人母親たちとの「交流型」の活動では、相互の子育ての悩みを分かち合い、支え合うという平等な立場での交流が可能になり、外国人母親たちも能動的に交流に参加できるというメリットがあると考えられる。

二つ目は、外国にルーツを持つ子どもたちを対象に母語・文化の体験支援を行っていることである。同じルーツを持つ大学生や留学生がその指導に当たっており、自分のルーツを見つめ直す良い機会となっている。すなわち、同じルーツを持つ子どもたちがこの教室で出会い、仲間ができるという感覚が互いにとって精神的安定感をもたらし、心の支えとなっていくことが予想される。こうした活動は、外国にルーツを持つ子どもたちが自らの多様性に対する自負心を形成する一助となり、自分のアイデンティティを安心して受け入れることを促す良い機会となるのではないかと推察される。

とよなか国際交流センターにおけるこうした活動と取り組み方は、「多文化共生」を実現するという観点から多くの示唆を与えており、筆者にとっても外国にルーツを持つ住民たちに対

する支援のあり方を再考する良い機会であった。
(文責 金愛慶)

④大阪市

応対者：大阪市民政局ダイバーシティ推進室

人権企画課長 藪中昭二氏

同課長代理 森浩一氏

同室 同課（多文化共生）担当係長

田中聡氏

同室 多文化共生担当課長 柴田昌美氏

参加者：金、近藤、賽漢卓娜、佐竹

2016年2月16日（火）午後1時半～4時

大阪市役所にて

1. 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

まず、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例について説明を聞いた。同条例は、2016年1月15日に大阪市議会で修正・制定され、1月18日に公布・一部施行された²⁵⁾、そもそも2014年7月10日に市長が問題意識を表明したことからはじまり、2015年に大阪市人権施策推進議会の答申を受けた条例案が、訴訟等の支援を行う部分を除き、審査会委員の委嘱に市会の同意を必要とし、国の法整備後には必要に応じて条例を見直す旨の附則を加えた形で成立した。

同条例における「ヘイトスピーチ」とは、「表現活動」の「目的」が「人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人の属する集団（以下「特定人等」）について、「社会から排除する」、「権利又は自由を制限する」、または

25) ヘイトスピーチの申出、拡散防止措置・認識等の公表に関する規定の施行は、7月または8月を予定している。

「憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる」ものである。そして、「内容」が「相当程度侮蔑し又は誹謗中傷する」、または「脅威を感じさせる」ものであり、「方法」として「不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置く」ものと定義する。規制対象とされる「表現活動」は、「印刷物」、「光ディスク」その他の物の販売・頒布・上映、「インターネット」その他の文書・図画・画像等を不特定多数の者による閲覧・視聴ができる状態に置くこと、「その他の表現活動の内容を拡散する活動」を含む(2条)。市は、啓発活動を行う(3条)。市長は、審査会の意見を聴取し、ヘイトスピーチの拡散防止に必要な措置をとり、氏名・名称を公表する(4～7条)。

表現の自由との関係でデモの事前規制は考えておらず、事後規制としてプロバイダー等への削除要請・掲示物の撤去要請などの拡散防止措置を行う。公表を望むヘイトスピーチ団体については、団体の宣伝につながるおそれもあるので、公表の仕方を検討するという問題も予測されることである。

2. 大阪市における多文化共生施策の取り組み

大阪市民政局ダイバーシティ推進室は、直接の取り組みを行う区役所や各局に対し、情報を伝え働きかけるのが主要な業務とされている²⁶⁾。大阪市の外国人住民の割合は、政令指定都市の中では一番高く、2014年末において4.4%(11万6859人)であり、その国籍は132カ国からなる。韓国・朝鮮、中国、ベトナム、フィリピン、米国、タイ、ブラジルと続く。集住区は、生野、浪速、中央、西成、天王寺などであり、

急増する中国、台湾人は、浪速と西成、ベトナム人は西成と生野で多くなっている。高齢化率は、日本人が25.2%に対し、外国人は16.6%(そのうち韓国・朝鮮人は26.4%)である。

大阪市では、独特な用語法が定着しており²⁷⁾、「外国籍住民」施策という場合は、国籍上の外国人だけでなく、日本国籍を有する帰化者や国際結婚で生まれた二重国籍者なども含む「外国にルーツを持つ住民」を対象としている。「外国人住民」施策が、日本国籍を持たない国籍上の外国人住民を対象とする。したがって、他の多くの自治体とは異なり、外国籍住民の方が、外国人住民よりも広い概念となっている。また、2015年には、大阪市多文化共生施策連絡会議が設置され、「多文化共生施策」が実施され、多文化共生という用語も普及しつつある。

「大阪市外国籍住民施策基本指針」が1998年に策定され、2001年と2004年に改訂された。2006年の総務省の多文化共生推進プランよりも早い段階で策定されている。大阪市では、1990年代初めから外国籍住民施策に関するポストがつくられ、ダイバーシティ推進室も2014年までは人権室という名称であり、元々は同和行政と外国籍住民の人権問題に取り組んでいた。そこに、男女共同参画、雇用施策を取り入れて、ダイバーシティ推進室となった。多

26) 小谷(2007)では、市の取り組みが中心に、市民局(2014)では、区の取り組みが中心に紹介されている。教育行政に関しては、鈴木(1997)、大阪市教育委員会(2009)、金(2009)参照。

27) 市民局(2014)では、「本市においては、施策・事業等の対象者として考える場合に、大阪市内に居住されている住民であることを念頭に、『外国人』ではなく、『外国籍住民』と呼んで、現在の国籍が外国籍である人だけではなく、外国にルーツを持つ人を総称して「外国籍住民」と表現し、「住民基本台帳法では、市町村の区域内に住所を有する者のうち、日本の国籍を有しない者で同法により定める者を『外国人住民』と表現するとある。

文化共生の担当者は、他の担当と兼務する人も含めて2.5人であり、1年半前までは外国籍住民担当という名称であったという。

府と市との役割分担に関する市政改革の議論の途上にあり、多文化共生の施策を含む計画は、大阪市ではできない状況にある。そして、区に財源や裁量が移されており、市の独自の事業と予算は大幅に縮減される傾向にある（金2012 and 2016）。区は、必要性に応じて、施策メニューを備えているが、多文化共生担当は置かれていないのが現状である。

外国人の人権保障に取り組んできた自治体としての伝統が今日も残ってはいるものの、ニューカマーの定住化とともに、新たに積極的な多文化共生推進プランを展開しようとしている地域の状況とは、かなり異なる。外国人住民の多様性に応じて、自治体の施策にそれぞれの多様性があることを改めて認識する必要がある。

（文責 近藤敦）

IV. 神奈川の概況と調査報告

1. 概況

神奈川県在住の外国人住民の概数は次の通りである。2016年1月1日現在 合計17万4427人で全国4番、国籍では中国5万7103人、韓国・朝鮮2万9165人、フィリピン1万9052人、ベトナム1万852人、ブラジル7,699人などである²⁸⁾。2002年までは韓国・朝鮮人が最も多かったが、その後中国人が最多となった。フィリピン人、ベトナム人、ネパール人、スリンランカ人も増えている。一時期多かったブラジル人は

2008年のリーマン・ショックと2011年の東日本大震災の影響を受け、数が減った²⁹⁾。2015年12月末の時点で在住外国人の在留資格をみると総数18万69人中、永住者7万2175人、特別永住者1万8301人、家族滞在1万4540人、留学1万3125人、日本人の配偶者等1万3000人、技能実習4888人などである（e-Stat「都道府県別 在留資格別 在留外国人[総数]」）。永住者、日本人の配偶者等の数から、外国人配偶者が比較的多いことがうかがわれる。

神奈川県では、「多文化共生の地域社会かながわづくり」を目指し、行政側をはじめ、かながわ国際交流財団、ことばを通して、外国籍住民のくらしを支えているMICかながわ、外国につながる子どもたちの教育を支援している多文化共生教育ネットワーク、川崎市ふれあい館など多くの団体やNPO法人が様々な事業を展開している。

付言すると、神奈川県川崎市には戦前・戦後を通じて、多数の朝鮮半島出身者が暮らすようになった（「ふれあい館」報告参照）。そして、「多文化共生」という用語の発祥地は川崎であるといわれる。この語が最初に新聞に掲載されたのは1993年であり（山脇2006: 11; 2009: 31）、在日韓国朝鮮人が多い同市川崎区の「おおひん地区街づくり協議会」が「緑化、環境整備と多文化共生の街づくり」が必要だとして、翌年、川崎市に街づくり案を提出すると報じられた（『朝日新聞』1993年12月17日付）。さらに同市は1996年、全国の自治体に先駆け、地方公務員の採用において、いわゆる国籍条項を撤廃し、外国人の採用を認めた（佐竹2006: 144）。このように、民族差別克服の取り組み、多文化共生の実現、自治体の取り組みにおいて、

28) 県HP「県内外国人統計」。http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/ 2016年9月16日アクセス

29) 同上

川崎は先進的事例の場となってきた。一方、県庁所在地である横浜市においても、市国際局や横浜市国際交流協会（YOKE）が外国人市民にとっても暮らしやすい街づくりの実現に努めて

いる³⁰⁾。

現状と課題について、現場で活躍されているキーパーソンを通じて、聞き書きを実施した。（文責 佐竹眞明 李原翔）

表3 神奈川県調査の概要

日時	訪問団体	対応者	場所	訪問者
2016年2月22日(月) 午前9:10～10:15	多文化共生教育ネットワークかながわ	三木紅虹氏	かながわ県民センター 302会議室	李原翔, 李善姫, 近藤, 佐竹
同 10:30～12:00	(公益財団法人) かながわ国際交流財団	富本潤子氏		李原翔, 李善姫, 近藤, 佐竹, 津田
同 午後2:30～3:30	たぶんかフリースクールよこはま	井草まさ子氏 三木紅虹氏	横浜市浦舟複合福祉施設内みなみ市民活動 多文化共生ラウンジ	李善姫, 近藤, 佐竹
2月23日(火) 午前10時30分～12時	川崎市ふれあい館	鈴木健氏	同館	李原翔, 李善姫, 近藤, 佐竹, 津田

出所：佐竹作成

2. 調査報告

①多文化共生教育ネットワークかながわ

対応者：NPO 法人MICかながわ中国語医療
通訳兼多文化教育コーディネーター
三木紅虹氏

訪問者：李原翔, 李善姫, 近藤, 佐竹

2016年2月22日(月) 午前9:10～10:15
かながわ県民センター 302会議室にて

1. はじめに

中国出身の三木さんは、ネットワークの多文化教育コーディネーター兼MICかながわ中国語医療通訳として活躍されている。MICかな

がわは、神奈川県を中心に医療通訳ボランティア活動を行っているNPO法人³¹⁾である。三木さんにこうした活動に関わったきっかけ、また国際結婚家庭の課題と現状について伺った。

三木さんは、1984年に留学生として来日。大学院在学中に夫と知り合い、結婚。大学院修了後中国に帰国し、専門である歯科医療に従事していた。2001年に夫の転勤で再び来日。再来日後の体験で、中国での暮らしが如何にリラックスしていたか、地元がどれほどありがたいものかを気づかされ、これから暮らしていく日本で新しい地元を作りたいと思い始めた。早速区役所に相談したところ、ちょうど2002年横浜市港南国際交流ラウンジのボランティア募

30) 横浜市国際局による「多文化共生」の取り組みについては<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/>、横浜市国際交流協会については<http://www.yoke.or.jp/>を参照された。2016年10月27日アクセス。

31) MICかながわ http://mickanagawa.web.fc2.com/mic_rinen.html

集があり、それに応募した。異国の地で地域に関わる最初の一步を踏み出した後、三木さんは語学と医療を同時に活かせることはないかと考え始めた。その頃MICかながわが県との共同事業を始めたばかりで、三木さんは、MICかながわの活動にもかかわるようになった。

2. 外国人支援活動について

二年間港南国際交流ラウンジで受付窓口、相談などのボランティア活動を経た後、三木さんは、南区役所が新たに立ちあげた市民活動センター—現在の「市民活動・多文化共生ラウンジ」の語学相談員として採用された。外国人の多い南区では、多文化共生への関心が高まるに連れ、2005年に市民活動センターとして、市民活動支援・生涯学習支援と並行して、行政側による外国人支援事業が始まった。窓口相談を通して、多文化共生ラウンジが一般市民に知られるようになり、外国人相談も増えた。子どもの教育に関する相談が多いため、子ども向けの日本語・学習支援教室のボランティア養成講座、保護者向けの説明会も実施した。より仕事の専門性を高め、視野を広めるため、三木さんは2010年に東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターが主催した「多言語・多文化社会専門人材養成講座」を受講した。

3. 国際結婚家族について

多文化共生ラウンジの窓口に多くの国際結婚家族が訪れている。三木さんによれば、言葉が通じず、互いの文化背景を知らないままで結婚した多文化家族の場合は、夫婦同士が相手の行動を理解できず、家族内で文化衝突、さらに差別やDV問題が起きることもある。例えば、家の中で外国人配偶者の母語や母国料理が禁止されたり、口喧嘩から暴力まで発展したりするケースもあった。また家族で助け合うのが当たり前と思っている外国人嫁が自分で稼いだお金

を故郷の家族に仕送りするのを日本人の家族に理解してもらえないこともある。さらに子どもの教育方針に関する夫婦間のずれなどの悩みによる相談も少なくない。

子どもの教育問題について三木さんは「日本語教育、母語教育、保護者へのフォロー」という三つの方向からの支援が必要と考えている。日本語教育支援は、海外育ちで学齢期に日本に呼び寄せられた子どもだけでなく、日本生まれ日本育ちの子どもにとって必要な場合もある。日本語が完璧にできる外国人保護者でも日本の教育制度や子育ての知識が不十分である。また、外国人保護者が自分の母語や自分が受けた良い教育を子どもに伝えたい、受けてほしいと思っている、母語を話すのを嫌がる子どももいる。というのは、日本では外で母語を話すと、変な目でみられ、日本の独特な空気に圧倒されてしまう。母語維持は、親子双方のたゆまぬ努力が必要であり、学べる環境作りも欠かせない。外国人保護者の日本語が完全でない場合は、子どもの成長とともに、親子が深い話、抽象的な話が出来なくなってしまう。呼び寄せで来日した子どもも、在住が長くなると、母語を使わなくなり、母語のレベルは、来日した年齢のまま止まってしまう。子どもにひとつのルーツがなくなるのは、外国人保護者にとって本当にむなしいことといえる。

保護者へのフォローは、まず日本語支援が必要である。横浜市では面談に通訳付きのサービスを提供している。南ラウンジでは、保護者に日本の学校文化を知ってもらうために外国人保護者向けの説明会も開いた。三木さんは、子どもが小学校2年生の時家族で日本に戻ってきた当初の自身の体験を話してくれた。日本の学校教育の良さを知り覚えながら、理解しがたいことも多かった、という。ある時子どもの担任に

「どうして、こんなに運動会の練習時間を取るの。それなら、学校を休んでいい？」と尋ねた。すると先生は「これも教育の一環で休んではいけない。日本の学校教育は勉強だけでなく集団生活も重要だと考えている」と答えた。先生のお話に納得した三木さんは一層学校活動に協力した。親が学校の教育理念に納得するかどうかは、子どもの生活態度や学習意欲にも影響する。保護者と学校の意思疎通を高めることが保護者への大事なフォローといえよう。

4. 今後の課題

現在日本語ボランティア教室が外国人と地域をつなげるために大きな役割を果たしている。ただ、もっと日本語を勉強したい場合は、会話中心の地域日本語教室では難しい。そういうところに財源、場所、人材の確保など国や行政による支援が絶対必要となる。横浜市では外国人への支援がかなり充実しているが、需要に追いつかないのが現状である。また日本語が不十分な外国人の場合は、日本で暮らすのに基本的な医療、保健、福祉関係の情報へのアクセスがむずかしい。国際結婚の場合は、妊娠、出産等病院にかかることが多く、多言語による情報提供が必要である。

一方、日本人家族、つまり受け入れ側に対する支援や情報提供も重要である。南ラウンジでは日本人家族向けの講座を企画したこともあった。配偶者の国や出身地の文化、物事の考え方、また家族・結婚制度などの知識があれば、家族同士の相互理解を高めることができるであろうという趣旨である。ただ、どういう人を対象とし、どのような時間帯が適切かなど、検討課題は残るといえる。

来日十数年、三木さんは、積極的に異国の地に関わりを持って、さらに在日外国人が地域で快適に暮らしていけるよう多くの事業や活動に

携わり、当事者の立場に立っていろいろな工夫を試みてきた。来日当初、地元のありがたみを懐かしんでいた三木さんは、日本に在住外国人の地元づくりに取り組んでいくとともに自分の新しい地元をも作り上げたのではないだろうか。

(文責 李 原翔)

②「たぶんかフリースクールよこはま」

対応者：たぶんかフリースクールよこはま 代表
表 井草^{いぐさ}まさ子氏

通訳兼コーディネーター ^{み き こうこう} 三木紅虹氏

訪問者：佐竹、近藤、李善姬

2016年2月22日(月)午後2:30～3:30

横浜市浦舟複合福祉施設内みなみ市民活動

多文化共生ラウンジにて

1. はじめに

「たぶんかフリースクールよこはま」³²⁾とは、外国につながりがあり、日本の高校進学を希望する人向けのフリースクールである。生徒の年齢は15歳から20歳の間で日本の中学を卒業した人もいる。授業は、横浜市浦舟複合福祉施設10階の「みなみ 市民活動・多文化共生ラウンジ」の研修室や8階の「福祉 協議会」の施設(いずれも無料)を借りて、行われている。フリースクールの開校経緯、現状と課題について、代表で元県立高校の教員の井草氏、通訳兼コーディネーターの三木氏にお話を伺った。

2. ME-netにおける外国につながる子どもたちへの支援活動

「たぶんかフリースクールよこはま」は、NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ、愛称ME-net (Multicultural Education

32) 井草まさ子・高田文芳「たぶんかフリースクールよこはま」2006—2010活動報告(<http://www15.plala.or.jp/tabunka/2011/TFY>)。2016年11月28日アクセス。

Network, Kanagawa の略) の多様な事業の一部である。ME-net³³⁾ は、「外国につながる子どもたち」と周囲の子どもたちが共に生きられる社会を実現するという理念のもと、神奈川県を中心に「外国につながる子どもたち」への支援活動を行っている。1995年から「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス」、2003年に「神奈川外国人教育相談」、また、「公立高校入学のためのガイドブック」(多言語版)の作成、「外国につながる子ども支援ネットワーク会議」の実施、「若者交流事業」、「多文化教育コーディネーター高校派遣」、「たぶんかフリースクールよこはま」、「多文化学習活動センター (CEMLA)」と多文化共生教育に関する事業を多角的に行われている。2010年度から神奈川県教育委員会との協働事業として「外国につながる子どもたちへの教育・進路サポート事業」を実施している。

「多文化教育コーディネーター高校派遣」とは、神奈川県教育委員会との協働事業で、県立高校15校に多文化教育コーディネーター、サポーターを派遣し、外国につながる生徒の現状に応じて学習等の支援活動を展開する事業である。「外国につながる子ども支援ネットワーク会議」とは、県教育委員会をはじめとした行政側と支援するNPO・NGOが集まって、外国につながる子どもの課題解決を考え、協力して支援に当たるための会議で、ふれあい館³⁴⁾、ABC

ジャパン³⁵⁾、親愛塾³⁶⁾などの団体もかかわっている。「多文化学習活動センター (CEMLA)」とは、ME-netと相模原青陵高校との協働事業で、相模女子大学の構内のCEMLAルームにおいて毎週土曜日、相模原青陵高校の教員と相模女子大学・桜美林大学・東京工業大学などの教員、大学生ボランティアが中心となって、「学習支援教室」「教育相談」「情報提供」を行っている。

3. 「たぶんかフリースクールよこはま」

ME-netはさまざまな支援活動をしているなか、数多くの学齢超過の子ども、また海外の中学校を卒業して来日し、日本の高校に進学したいという「外国につながる子ども」の現状を危惧し、子どもたちの「学びの場」、同年代の子どもたちの「居場所」づくりとして、2009年9月に「たぶんかフリースクールよこはま」を開校した。いろいろな制約があるため、毎年、受け入れる人数は30人。指導科目は日本語、国語、数学、英語。日本語講師は日本語学校や横浜市の非常勤日本語指導員等の長期指導経験者で、教科の講師は高校の教員免許所持者である。教室が横浜市南区にあるという土地柄で、中国やフィリピンにつながる生徒が多い。最近ネパール人の生徒も増えている。他にタイ、ベトナム、韓国、パキスタン、モンゴルなどから来ている生徒もいる。

生徒たちの日本語能力と学力の個人差が大きく、ひらがなスタートの子、母語も小学校レベルの子、一般常識もわからない子がいるため、

33) NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ <http://www15.plala.or.jp/tabunka/index.html> 2016年11月18日アクセス。

34) ふれあい館 - 社会福祉法人青丘社 <http://www.seikyu-sha.com/fureai/> 2016年11月18日アクセス。

35) NPO法人ABCジャパン <http://www.abcjapan.org/index.php?lang=jp> 2016年11月18日アクセス。

36) NPO法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾 <http://www.sin-ai.server-shared.com/> 2016年11月18日アクセス。

一斉授業が難しい。基本的に日本語4クラス、英語と数学それぞれ3クラス。県の国際課や文科省や他のところからその時その時助成金をもたらしているが、赤字の年もあった。生徒たちの来日経緯が様々で、生育歴や教育歴も多様である。経済的に厳しい家庭がそれほど多くないが、いろいろな事情で勉強に集中できない生徒がいる。母語での聞き取りを通して、普通に見える子どもでも、さまざまな悩みを抱えていることが分かった。とりわけ、中国につながる生徒の学力が二極化しており、生活・学習習慣が身につけていない、学力がない生徒もいる。

また、高校入学後、モチベーションを駆り立てるものが消えてしまい、高校生活の中で第二のモチベーションを探すことが課題となる。フリースクールとして、目の前にいる子どものニーズにどの程度応えられるかが分からないが、カバーしたいし、さらに高校入学後の支援につなげていきたいと井草氏が今後に向けた意気込みを語ってくれた。

4. 今後の課題

近年、家族の事情やビザ取得の関係で15、16歳前後で来日する子ども、また家族滞在ビザで高校や専門学校を卒業する子どもが増えている。日本国籍の子どもを含め、外国につながる子どもが受けられる教育や支援は、来日年齢・時期・教育歴に影響される。15歳以降来日する学齢超過の子どもは普通の中学校へ編入ができず、夜間学級へ入学することになる。現在、神奈川県は横浜市と川崎市内の2校の夜間学級のみで、入学条件としてそれぞれの市に在住または働いていることが必要である。日本語能力などの理由で、本来中2、中3の子どもが中1に編入することもある。学習面において良いことでも、高校受験の際、外国人生徒の受け入れ枠、つまり来日3年以内の要件を満たさなくなる可

能性もある。一方家族滞在ビザで就労が出来ないため、高校の進路指導、また生徒たちが卒業後の進路も大きな問題になってくる。こうした制度の間に挟まれている子どもの教育問題を解決するには柔軟な対応が必要であると三木氏が指摘する。多文化共生社会の実現や多文化家族への支援に向けて、現有の制度を見直し、現状とニーズに応じて具体的な改善策を探る必要があるのではなかろうか。

(文責 李 原翔/佐竹眞明)

③(公益財団法人)かながわ国際交流財団

対応者: 多文化共生・協働推進グループ: 富本潤子氏

訪問者: 李原翔, 李善姬, 近藤敦, 津田友理香, 佐竹眞明

2016年2月22日(月曜日) 10:30~12:00
財団事務室にて

1. 県内在住外国人などの現状

神奈川県への調べによると、2015年1月現在県内に居住する外国人は16万6006人となっている(神奈川県県民局くらし県民部国際課公表資料による³⁷⁾)。総数としては、日本で4番目に外国人が多い地域である。神奈川県国際課の先述の資料によると、現在県内在住外国人のうち、中国人が最も多く、韓国・朝鮮人が次いで多いことがわかる。2000年の統計では、韓国・朝鮮人が約3万3400人で県では一番多く、2番目多い中国人は約2万7300人とどまっていた。しかし、2005年には中国人が4万人を超え、県内で一番多いエスニック・グループとなっ

37) <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/762594.pdf> 2016年11月18日アクセス。

た³⁸⁾。近年、伸び幅が大きいのがフィリピン、ベトナム、ネパール人である。

神奈川県は、1980年からインドシナ難民受け入れを始めた経緯があり、ベトナム、ラオス、カンボジアから難民として来日し、定住した人が多い。現在全国にいるカンボジア人の27.86%、ラオス人の48.53%が神奈川県に居住している（公益財団法人かながわ国際交流財団編2013: 7）。当時の難民家庭の子どもたちが既に成人し、日本に帰化した人もいる。こうした若者の中には、親の意向によって母国から結婚相手と呼び寄せて結婚する人もおり、結婚を期に、ベトナム、ラオス、カンボジアから来日する人もいる。

2. 事業内容

かながわ国際交流財団は、学術・文化交流の促進と、高校生や大学生を対象としたグローバル人材育成、助成金制度を活用したNGOとの連携による国際活動の促進、そして多文化共生の地域社会づくりと4つの柱で事業を行っている。

多文化共生の地域社会づくりに関しては、外国人住民への情報提供や子育て支援、外国につながる子どもへの支援、多文化ソーシャルワーク講座の開催などを行っている。その一例として、「INFO KANAGAWA」という多言語情報メール配信サービスがあげられる。自治体からの重要な知らせや、生活情報などを月4回程度登録者に多言語で配信している。メールでの情報配信は好評で、現在約2600人が登録している。登録者は外国人だけでなく、日本人支援者も多い。メール発信であるため、情報をもらっ

た人がFacebookに投稿したり、友達に転送したりと情報発信力が強い。財団が県域でできる情報提供の仕組みとして力を入れている。また、他にも防災関係など様々な情報を多言語化し、外国人コミュニティを通じて発信している。

外国につながる子どもの高校進学に関して、神奈川県には県教育委員会とNGOの協働の取り組みが進んでおり、他県に比べると高校進学率は高い。かながわ国際交流財団は学校の教職員や地域のボランティアの方々が外国につながる子どもたちに対する理解を深めることを目的に多言語パンフレット、各種発行物を作成し、学校や地域に普及してきた。しかし、それでもなお高校進学は一つ大きな壁であり、定時制に進学する外国籍の生徒が多く、退学率も高いといわれている。財団では、進学に直接関わる中学の教職員向けに「外国につながる生徒の高校進学サポートガイド」を作成したり、また外国人保護者向けの多言語パンフレットを作ったりしている。

3. 多文化家族の子育て支援について

多文化家族の子育ては、子どもが小学校入学する前からすでに多くの問題を抱えている。日本で出産、子育てをする外国人が増える中、財団は妊娠期から子どもが就学するまでの段階を支える仕組みづくりを模索している。

神奈川県では、日本語ができない女性が出産する場合、妊婦健診から分娩までは医療通訳のサービスなどを受けられる。しかし、退院すると、その後の支援につながらない場合が多い。そのためにその後の子育てに関する情報がなかなか行き届かない。保健師等が家を訪問しても、コミュニケーションが取れないという事が起きる。安心して子育てができるようなベースを作るため、財団として保健師や保育士を対象に研修事業などを企画している。また、通訳がいれ

38) 神奈川県ホームページによる <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/823221.pdf> 2016年11月18日アクセス。

ば、子育て情報を提供できるので、通訳派遣制度の充実など、子育て支援の充実を進めたいと考えている。

外国につながる子どもの中では、保育園や幼稚園に通ったことのない子どもがいる。集団行動になじめず、鉛筆も握ったことがない子どもがそのまま小学校に入学してくる場合もある。中には、子どもを母国に預けて、入学の時に連れてくるケースもある。長く離れていたことで、親子関係が確立しておらず、日本語もできず、生活習慣の習得が不十分な子どももいる。こうした子どもが入学してくると、学校ではどうすればいいのか対応に困る状況が生じる。さらに、学校に通ったことのない外国ルーツの若者が子どもを産むケースもある。次の世代をどうサポートするのが今後の課題である。

4. インタビューを終えて

長い間、日本の「多文化共生」を牽引してきたと言える神奈川県らしく、国際交流財団と地域のNGOがそれぞれの役割をうまく連携しているような印象を受けた。財団では、外国人住民に必要な情報を伝えるために、様々な工夫をしている。他方で、昨今の神奈川の外国人住民については出身地や生活課題が多様化していることも注目しなければならない。神奈川県のみならず、日本の各地域では、多様な属性の住民との共生がますます問われる現実がある。ところが、片方ではヘイトスピーチのように共生に反する動きも確認される。そもそも、支援をする日本人、支援を受ける外国人という二分法ではなく、市民として対等に協力しあえる体制づくりが必要であろう。国次元での共生社会づくりへの本気度が問われる。

(文責 李善姫)

④川崎市ふれあい館

応対者：社会福祉法人青丘社ふれあい館 鈴木健氏

所在地：神奈川県川崎市桜本

訪問者：李原翔、李善姫、近藤、佐竹、津田

2016年2月23日（火）午前10時30分～12時

川崎市ふれあい館にて

1. 団体概要および地域活動について

社会福祉法人青丘社人は、在日大韓基督教川崎教会を母体として、保育園や児童館、高齢者、障がい者施設を運営している。さらには、地域の在日韓国・朝鮮の住民を始めとした多文化家族と子どもへの情報交換や学習サポートの場を提供しており、これらの事業が一箇所に集約しているのが特徴である。ふれあい館は、「青丘社」が長年の地域教育活動を踏まえ、民族差別の克服のために行政との連携を求めて、1988年に設立した（高橋・石沢・内藤、1996）。現在、ふれあい館は、教育・福祉・保育事業における独自で幅広い支援事業を展開し、国内外の関心を集めている。

そもそも川崎市桜本は、1940年代頃から在日韓国・朝鮮人の多くが居住する地域である。朝鮮からの労働者が強制連行され、九州の炭鉱で働いた後、全国各地の朝鮮集落を転々として職探しをするなかで、工業地帯³⁹⁾のある川崎にやってきた。1960年代後半の高度成長期においては、韓国・朝鮮から労働者の多くが来日し、何百世帯が居住していた。ふれあい館が発足された1980年代頃は、日本生まれの在日二世が親世代となり、三世の子どもたちが保育園に通

39) 桜本にある産業道路の向かい側が京浜工業地帯と言われていた。JFE スティール、DC（浅野セメント）、日本鋼管などの会社が点在していた。当時は大気汚染がひどく、川崎ぜんそくが社会問題になった。

い始めた時期と重なる。そして、ニューカマーのフィリピン人が桜本の保育園を利用するようになり、その後も同国人や親族ネットワークを辿ったことから、川崎に住む多文化家族が増えに行った。

2. 支援者のプロフィール

鈴木健さんの母方祖父は朝鮮人、祖母は日本人である。祖父は両班で日本留学をし、日本独立運動に携わっていたが、就職の時に差別に遭ったため、日本での生活は厳しかったと言う。里帰り出産のため、祖母が北朝鮮に戻り、そこで母が生まれた。しかし、朝鮮戦争が勃発し、家族で避難するために乗船したところ、釜山に向かう途中で家族が生き別れになったと言う。来日後母は、桜本の朝鮮学校に通い、結婚出産後も神奈川県内に住んでいる。

氏は、20年前から多文化家族の支援⁴⁰⁾に携わっており、当施設の常勤職員として勤務して約3年が経つ。曰く、長年のキャリアの中で持ちながらもなお、自らのルーツについて積極的に公表することはなかった。しかし、川崎市で外国にルーツをもつ子どもが主犯格となった、中1男子生徒殺害事件⁴¹⁾に関する意見をメディアに述べたことを機に、生まれて始めて公言した。

氏が最も大切にしていることは、子どもの支援を軸に置きながらも、家族との付き合いを怠らないこと。自分で何とかするという考えでは

なく、かれらの地域のサポート源を作ること。また、社会から排除されているのは、必ずしも在日だけでなく、日本人や障害のある子どもも同様に、生活が困窮している。そのため、「誰もが力いっぱい生きるために」をスローガンとして支援活動に携わっており、地域を良くしていくことを大事にしている。

3. 多文化家庭の課題および支援

川崎における在日外国人の増大の背景は、同胞ネットワーク、住居住宅環境の整備、工場等での就労機会のためだと考える。フィリピン人の傾向としては、国際結婚が破たん後に、川崎に移動してくる母子世帯が多い。また、リーマン・ショック後は、失職した中南米の人達が各地から職を求めて流れてくることも多い。

このような状況でもなお、川崎市の多文化に関する資源は圧倒的に不足している。生活に困難を抱える外国人が多く、生活保護などの社会福祉資源へのアクセスは良くなってきたものの、制度上の課題は多い。川崎市には、国際交流協会があり、多言語での相談窓口は設置されているが、多文化支援を包括的に行う機能はない。例えば横浜では、区役所に外国人相談員や通訳派遣があるが、川崎では、情報や資源が足りない⁴²⁾ことが指摘されており、多言語情報や外国人相談窓口の設立が急がれる。

現在、川崎に在住する外国人は、いくつかの層に分かれている。近年では、中国、インドからのハイクラスの移住が増えている。そのため、自力で支援団体にアクセスし、情報入手できる層にとっては、住みやすい街づくりが当然の権

40) かながわ国際交流財団、外国人DV支援団体のカラカサン、カトリック横浜教区滞日外国人と連帯する会など。

41) 2015年2月に川崎市港町の多摩川河川敷にて上村遼太さん(当時13歳)が殺害された事件。報道によると、事件に加担した青年グループの主犯格は、フィリピン人の母をもつ青年だと言う。

42) 川崎市の外国人相談について、例えばタガログ語(フィリピン語)は月2回、2時間程度である。また、子どもの通訳派遣はあるが、多言語の情報共有はない。

利として保障されるべきである。次に、自分で情報を入手できなくても、相談窓口でサポートを得て、制度の活用ができる層である。かれらは、情報提供をしたら自分で動ける、相談員のサポートがあれば動ける人達である。最後に、さまざまな困難な状況下において、自分で動くことや頼ることができなくなっている層がある。特に社会から排除されている人は、多文化ソーシャルワーカーなどが地域に入って、一歩踏み込んだ支援をしていかないと状況は変わっていかないだろう。

地域の課題としては、同じ川崎市内でも多文化の子どもに対する支援については温度差がある。桜本では、前述の通り、在日外国人に関する取り組みが根強く、対応には慣れ切っているものの、別の地域では戸惑いが見られる。日本生まれの子どもの傾向として、国籍ではなく、社会階層でつながっている印象がある。子どものネットワークは多国籍で、中途入国で日本語ができない、高校に行ったことがないフィリピンの子（連れ子）も多い。貧困の連鎖が見えない形で始まっており、さらに次の世代に広がっていくことを危惧している。

6. おわりに

鈴木健さんには、ご自分のライフストーリーや川崎の在日外国人支援の歴史について、時代の変遷と共にお話いただいた。さまざまな活動や経験のなかで、多文化家族や子どもに対する問題意識、特に貧困の連鎖を断ち切るための施策の必要性を強く訴えてきた。まずは、多文化家族の実態を正確に把握し、課題の整理やリソースの選定を行ったうえで、地域のニーズに見合った支援について問うことが喫緊である。

（文責 津田友理香）

V. おわりに

愛知、大阪、神奈川の調査を報告した。大阪、神奈川についてはオールドカマーともいえる在日韓国・朝鮮人による人権擁護活動が外国人施策を突き動かしてきた。その延長線上に、ニューカマーや多文化家族への支援が展開されるようになった。愛知県についても在住韓国・朝鮮人の人権を擁護する活動が連携と続いてきたことを踏まえると同様の側面を指摘できよう（例：公立学校の教員採用〔田中2013:150-154〕）。大阪では同和問題への取組も在日外国人支援の土壌ともなっている。そうした点が調査を通じて明らかになった。

冒頭でも述べたように、私たちは2014年から、多文化家族への支援に関して、首都圏、東北（宮城）、愛知、大阪、神奈川、そして韓国へと調査を重ねてきた。中央政府（総務省、厚生労働省）、自治体（気仙沼市）、自治体の国際交流協会・国際化協会、国際交流ネットワーク、日本人や外国人が結成した諸団体を訪問してきた。調査を通じて、政策、施策、支援・交流活動について理解を深めた。中央政府による多文化家族に対する政策が整った韓国においても多くを学んだ。今後はそれらの調査を通じて判明したことを整理し、日本における支援の現状をまとめる必要がある。その上で、何が不足し、どのような支援がさらに必要とされているか、総括することが求められよう。

末筆ながら、お忙しいスケジュールの中、インタビューに応じてくださった皆様にお礼申し上げます。

（文責 佐竹眞明）

参考文献

- 愛知県 2016,「愛知県内の市町村における外国人住民数の状況（平成27年末現在）」, 2016年5月掲載。
- イシ, アンジェロ 2009,「在日（日系）ブラジル人の現在の動向と意識」増谷秀樹編『移民・難民・外国人労働者と多文化共生—日本とドイツ／歴史と現状』有志舎。
- 大阪市教育委員会 2009,「事例紹介 帰国・来日等の子どもの教育の充実のために—大阪市の外国人児童生徒等の教育の取組」『教育委員会月報』第61巻第7号, pp. 13-16。
- 鍛冶致, 2002,「参与・行動・観察:中国帰国者のフィールドワークから」, 京都大学『教育・社会・文化:研究紀要』8, pp. 25-37。
- 鍛冶致, 2007,「中国出身生徒の進路規定要因—大阪の中国帰国生徒を中心に」, 教育社会学会『教育社会学研究』80, pp. 331-349。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 2005,『顔の见えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』, 名古屋大学出版会。
- カラカサンへ移住女性のためのエンパワメントセンター・川崎市男女共同参画センター（スクラム21） 2013,『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援に関する調査』, カラカサン, 同センター発行。
- 金愛慶 2011,「韓国の多文化主義—外国人政策とその実態」佐竹眞明編著『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』, 明石書店, pp. 265-276。
- 他 2016,「韓国の多文化家族に対する支援政策と実践の現況」,『名古屋学院大学論集』（社会科学篇）, 第52巻第4号, pp. 113-144。
- 金光敏 2012,「橋下府政・市政にとっての多文化共生政策:朝鮮学校補助金停止と在日外国人住民施策」『市政研究』第176号, pp. 36-45。
- 2016,「多文化共生都市・大阪の課題:生活者としての外国人住民を地域の活力に変えていくために」『市政研究』第190号, pp. 34-43。
- 金兌恩 2009,「多民族・多文化教育と新たな共同性の構築」『ソシオロジ』第53巻第3号, pp. 91-107。
- 公益財団法人かながわ国際交流財団編 2013,『外国人コミュニティ調査報告書2—ともに社会をつくっていくために—』, 同財団刊。
- 厚生労働省 2014,『平成26年 人口動態調査 上巻 出生第4, 32表 父母の国籍別にみた年次別出生数及び百分率』。
- 小谷良治 2007,「大阪市の外国籍住民施策について」『都市問題研究』第59巻第11号, pp. 101-126。
- 近藤敦 2011,『多文化共生政策へのアプローチ』, 明石書店。
- 佐竹眞明 2006,「多文化共生の平和学を求めて—外国人研修生・国籍条項を中心に」『平和研究』第31号, pp. 132-152。
- 2009,「フィリピン・日本結婚のありよう—とこじれ—日本男性の変化と離婚を中心に」アジア太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー 2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』, 現代人文社, pp. 32-44。
- 2011,「東海地域の外国籍住民と多文化共生論」佐竹眞明編著『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』, 明石書店, pp. 15-46。
- 他 2015a,「多文化家族への支援に向けて—概要と調査報告—」『名古屋学院大学論集』（社会科学篇）, 第51巻第4号, 2015年3月, pp. 49-84。
- 他 2015b「東北・宮城, 東海・愛知における多文化家族への支援」,『名古屋学院大学論集』（社会科学篇）, 第52巻第2号, 2015年10月, pp. 211-236。
- 2016「四国の山村における国際結婚—フィリピンからの『小さな民』の生き方」, 甲斐田万智子, 佐竹眞明, 長津一史, 則谷則子共編『小さな民のグローバル学—共生の思想と実践をもとめて』, 上智大学出版部, pp. 85-110。
- JFCネットワーク 2014,『改正国籍法施行以後のジャパニーズ・フィリピン・チルドレンの来日と就労の課題』, 協力:移住労働者と連帯する

- 全国ネットワーク女性プロジェクト・人身売買
禁止ネットワーク、2013年パルシステム東京市
民活動助成報告書（改訂版）。migrants.jp/wp-
content/uploads/2015/07/1b84fa06608ac24953
41d0251f36fea8.pdf(2016年10月27日アクセス)
- 鈴木久美子 1997,「公立学校における外国人児童
生徒教育—大阪市の『在日韓国・朝鮮人教育』
と『新来外国人教育』のゆくえ」『応用社会学研
究』第39号, pp. 109-128。
- 市民局 2014,『外国籍住民施策に係るガイドブッ
ク』大阪市市民局。
- 徐阿貴 2005,「在日朝鮮女性による『対抗的な公
共圏』の形成と主体構築：大阪における夜間中
学独立運動の事例から」『ジェンダー研究：お茶
の水女子大学ジェンダー研究センター年報』
Vol. 8 pp. 113-128。
- 高橋満・石沢真貴・内藤隆史 1996,「在日韓
国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育—川
崎市「ふれあい館」設立過程の事例—」,
東北大学教育学部研究年報, pp. 65-94。
[http://www.sed,tohoku.ac.jp/library/nenpo/
contents/44/44-04.pdf](http://www.sed,tohoku.ac.jp/library/nenpo/contents/44/44-04.pdf) (2016年10月27日アク
セス)
- 高谷幸 2016,「在日フィリピン人国際結婚女性の
就業」ヒューライツ大阪『国際人権ひろば』, 第
16号, 2016年3月。
- 田中宏 2015,『在日外国人 第三版—法の壁, 心
の溝』, 岩波書店。
- 朝鮮人強制連行真相調査団1993,『朝鮮人強制連行
調査の記録〈大阪編〉』, 柏書房。
- 朴慶植 1965,『朝鮮人強制連行の記録』, 未来社。
- 初瀬龍平 2009,「人権と国際結婚」前掲アジア太
平洋人権情報センター編, 8-17。
- 福本 拓 2002,「大阪府における在日外国人
『ニューカマー』の生活空間」『地理科学』
57(4), pp. 255-276, 2002年10月。
- 藤本伸樹 2015a,「日本に移住するJFC（ジャパニー
ズ・フィリピン・チルドレン）母子に対する搾
取」『部落解放』, 第710号, 2015年6月, pp.
86-98。
- 2015b,「JFC（ジャパニーズ・フィリピン・
チルドレン）母子の日本への移住の課題」, 初瀬
龍平, 松田哲, 戸田真紀子共編,『国際関係のな
かの子どもたち』, 晃洋書房, pp. 89-102。
- 村井忠政 2007,「自治体の外国籍住民施策の展開
—東海地域における取り組みを中心に」村井忠
政編著『トランスナショナル・アイデンティティ
と多文化共生—グローバル時代の日系人』, 明石
書店。
- 山岸素子 2009,「移住女性に対するDVの現状と
NGOの取組—DV法と移住女性, 当事者女性の
エンパワメント」前掲 前掲アジア太平洋人権
情報センター編, pp. 78-85。
- 山脇啓造 2006,「多文化共生社会に向けて」自
治研修協会編『月刊 自治フォーラム』通巻
561, 2006年6月。
- 2009,「多文化共生社会の形成に向けて」
日本移民政策学会編『移民政策研究』第1巻。